

測に致命的な支障を起すというようになことは絶対にない。それからまた長い目で見れば、米軍が廃止することによって、日本側自体の気象観測能力が全般的に向上する、しかもそれに基く設備その他米軍から無償で貸付を受けるという有利な条件になっておりますから、全般的に見れば廃止することによって、こちらが得る利益の方がはるかに大きいということでありました。

○戸叶委員 ただいま御説明にありましたように、日米合同委員会の気象観測の方の九月二十七日の覚書でこれがきめられたとおっしゃったのですけれども、この覚書には合衆国空軍は日本における現行高層気象観測を中止すると書いてあります。そしてそれだけで、いつ中止するか期限が切つてないのですけれども、こういうふうな日米合同委員会の覚書は期限なしできめて、そうして適当なときに、自分が都合いいと思うときに、アメリカ側がそれを中止してもいいようになっておるのでしようか。ほかの問題もありましてから伺っておきます。

○安川説明員 こういう問題で期限を切つて合意することはもちろんございませう。この場合には期限を切る必要がないと日本側が判断して一応打ち切る時期は米軍側にまかすということになっております。

○戸叶委員 今度の問題はちょうどこの前騒がれた定観測の問題と同じような問題でして、こういうふうな突然に打ち切られますと、日本の方といたしまして、それを日本側が引き受けて準備するまでに、無償といいますが、すぐにそれをやれるような設備をするにしてもなかなか問題がある

と思いますけれども、そういうふうな場合に、一応いつごろというふうな目安を考へての覚書というふうにした方がいいのじやないかと思いますが、この点について予算なんかの関係がどうなっているか伺いたいと思います。

それから時間がないのもう一点統けて伺いたいのは、この気象観測に使う機械を日本に貸与したのは、これはMSAの援助によるものでしょうか、それともどういふものの援助によるものでしょうか。

○安川説明員 こちら側が貸付を受けてまして、こちら側の設備をする時間は、予算に關係がございまして、設備に要する費用も、米軍側が費用を負担することになっておりますので、工事そのものは気象台がみずからやります。関係で、一応日本側の予算で金を支出しまして、あとで米軍から返還を受けることになっております。そこでその予算は今年度の予算に計上しなければならぬ關係がございまして、日本側の設備はそれだけおくれるわけでありまして、それはもちろんそういう時期的なおくれということを当時から予想して、気象台としてはこれで差しつかえないということとで期限を定めずにきめたものだと思っております。

それから無償貸付の方はMSAとは全然關係がございせん。これは合同委員会の合意に基きまして、気象台と米軍の間に別に契約を結びまして、その契約に基いてアメリカから貸付を受けることになっております。

○戸叶委員 もう一点だけ。そうしますと、さつきちょっとはつきりしなかつたのですが、今年度の予算の中にこれに必要な経費は入っているわけな

んですか。それからもう一つは、板付などの飛行場の拡張というふうなことがいわれておりますけれども、それに何か關係がないかどうかということ、そしてこういうふうな重要な問題ですから、日米合同委員会の覚書においては、その中止をする大体の日付は今はやはり書いておいた方がいいのじやないかと思ひますので、この点は要望として申し上げておきます。

○安川説明員 予算は暫定予算に一部入つておると聞いております。それから残りは今年度の本予算分に全部計上してあります。それから飛行場拡張と關係ないかという御質問でございまして、これは全然關係がございせん。と申しますのは、この話が出ましたのは、先ほど申し上げましたように一年以上前からの話であります。飛行場拡張の問題が出る前からすでに協議されておる問題であります。それから向うが廃止いたします場所は、板付、小牧、三沢と三カ所ばかりでございまして、三沢、板付については飛行場の拡張はいたしません。小牧だけあります。そういう關係から飛行場拡張とは關係がございせん。

○植原委員長 次に政府側より発言を求められておりますから、この際これを許します。園田外務政務次官。

○園田政府委員 この際御報告を申し上げます。原子力協定案の仮訳に關して、英文テキストと和文のテキストの間に食い違いがあると新聞で指摘をされましたが、これに關しまして御報告を申し上げます。

仮調印いたしましたのは、御承知の通り英文案をもつて仮調印をいたしま

したが、仮調印の事実を発表することになった際に、一般の便宜のために案文の内容を発表することとなり、外務省におきましては急遽仮訳文を作成したものであります。この訳文は日本側限りの仮訳でございまして、すなわち訂正することがあり得る未確定の訳文として発表されたものでございまして、もちろんこれに關しましては、經濟審議庁あるいはその他の方面と急遽でございまして、一応専門語については意見等も聞いて訳したわけではござい

ますが、新聞に指摘されておる和文のテキストと英文のテキストに食い違いがあります。

その學者側の意見と仮訳との食い違いは、第一条C、「ラディエーション」これは外務省の仮訳では「放射性物質」と訳しております。學者側の意見ではベータ線、ガンマ線などの「放射線」と訳すべしとの意見でございまして、その次に第一条C、D、第四条に書いてございまして「スペンシャル・ニュークリア・マテリアル」これを外務省の仮訳では「特殊核分裂性物質」と訳し、學者側の意見では「特殊核物質」と訳したが適當であるという意見のよう

でございまして、米原子力法の定義によれば、核分裂のみならず核融合物質も含むような訳をしてございまして、その次に第三条Cの「イラディエイト」は「放射能を失つた」と仮訳をしてゐるのを「照射された」という學者側の意見のようであります。

次に第七條Cの「貸貸された資材の状態及び使用並びにその資材が使用されてゐる原子炉の運転状態を随時観察すること」と仮訳をいたしておりますが、その言葉の「フロム・タイム・

ツー・タイム」この「随時」は、「資材の状態及び使用」の觀察のみにかかつて「運転状態」の觀察にはからないと學者側の意見のようであります。

こういう意見もございまして、外務省といたしましては、この仮訳は新聞発表いたしましたし、關係各省にはごく一部を限つて参考として仮訳と斷つて提出をいたしておりますが、これは米側にも通報されておりましたが、これによつて仮調印もなされてい

ない問題でございまして、ただいま御報告申し上げました仮訳についての學者側と仮訳との食い違いは、今後日本語の正文を作成する場合には、十分専門的な學者その他の意見を徴して、正しい日本文テキストを作成したい所存でございまして、その際もし仮訳が適當でないということであれば、当然これは訂正したいと考えております。

以上御報告を申し上げます。

○園田委員長 この問題は非常に大事な問題で、日本の外務省の權威に對しまして非常な恥辱をこうむつた問題で、われわれは輕視するわけにはいかないのです。従つて取扱いの方の手落ち並びに内容についてこの際お尋ねいたしておきたいのですが、その質問に入ります前に、特にもう一点私は訳文について指摘をして反省を求めたいと思ひますのは、仮訳としてわれわれの手に参りました第六條でございまして、第六條の「機密資材の通報を含む場合」云々とあります。これは原文を見ますと「イフ・ザ・トランスファー・オブ・ユニ・サッチ・マテリアルズ・オブ・イクイブメント・アンド・ディヴァイセス・オブ・ザ・ファースト・シンジグ・オ

ブ・ユニ・サッチ・サービセス・イン
ヴォルヴス・ザ・コミュニケーション
オブ・リストラクチャード・データ」と
なっております。インヴォルヴスの訳
が問題になっておるわけですが、こ
では「含む」とありますが、われわれ
の語学の常識によりますと、インク
ルドでございしますならば、秘密資料
を含むだと思ひますが、インヴォル
ヴスの場合は、秘密資料を通報する結果
になると訳すべきではないかと考へる
わけですが、そのいづれに訳すかによ
りまして内容に非常に大きな変化を条
約上生ずるわけにございします、それ
について次官または条約局長は、この点
についてお気づきになったかどうか、
まずその点もあわせて伺ひたい。先
ほどの御説明では、一条のC、D項、三
条のC項並びに七条のC項について
のお話がありまして、第六條のこの
「通報を含む」となるのか、あるいは秘
密資料を通報する結果になる「結果」
をさしておるのか、そうなりますと、
非常に内容が變つてくると思ひます
が、その点については今次官から何ら
御報告がありませんでしたが、検討な
すったかどうかお尋ねいたします。

○國田政府委員 たいだいま御指摘の第
六條の「含む」という言葉についての
解釈についてもやはり検討する必要が
あると考へております。

○總務委員 たいだいまは、新聞紙上を
通じて学界から誤訳が指摘されたとい
うことでございしますが、大体これを外
務省自身がワシントンで先月お結びに
なつて、それからこれを訳されるまで
に責任を持ってやつてこられたことな
のです。向うから参りました通報文書
を訳して、訳し違ひとは違ひるのであ
つて大体交渉するに當つて、その内容自
身について正確な理解なくして協定を
結ぶなどというばかな話はないが、一
体今になつてもまだいづれが正しいの
か、またはあなた方が訳された訳が正
しいと思つておられるのか、あるいは
学界が指摘したものが正しいと思つて
おられるのか、あるいはさらに第三の
他の正訳があるとお考へになつておら
れるのか、指摘された点については学
界の意見も後に聞いて正訳を出したい
というお考へですが、内容自身につ
いてのお考へはどうなですか。

○國田政府委員 今指摘のあつた点に
つきましては、十分正文を作つて、謝
会なりその他に提出をし御相談申し上
げる際には正訳をして出したと考へ
ます。

○總務委員 正訳についての外務省の
意見はまだまとまつてないのですか、
その後何ら検討してないのですか。

○下田政府委員 条約の日本語の正文
を作るといふことはこれは重大な問題
であります。特に今回の場合は、慎重
を要しますのは日本の国内法令に原子
力関係の術語の言葉がきまつておりま
すならば、条約はそれを借りますれば
いいわけなのですが、今回の場合は条
約がまづ先に原子力という新しい分野
における日本語のテクニカル・ターム
をきめなければならぬという問題でござ
います。でございしますから、私ども
もいたしまして、最も慎重な態度を
もつて臨みまして、もちろん日本語
の正文を作る場合には、外務省のみな
らず、関係各省、広く学者の意見も徴
しまして、そうして実はこの細目協定
の話も相当進みまして、そうした上に
協定に振返らないと、私は日本語の

正文というものはきまらないと考へて
おつたわけにございしますから、正文は
じっくり落ちついて細目協定の話もま
もりまして、そうして振り返つて協定
の日本語の正確な言葉をきめよう、そ
の上でアメリカ側に通報いたしまし
て、日本語になるようになりましてい
つて、アメリカ側にも日本語について
納得させた上で、正文を作りたいと存
じておつたわけにございしますから、私
ども条約の見地から申しますと、仮
訳を發表するといふことは最もいやな
ことであつたのであります。しかしな
がら先ほど政務次官が申されました
ように、仮訳の事実が發表されると、
仮訳にされたものは英文が存在するに
すぎないのであります。ですからどう
せワシントンで英文が發表されるので
ありますから、新聞社が勝手に英文を
お訳しになつてもいいわけでありま
す。私どもは知らぬといつてもいいわ
けであります。しかしながらそれでは
あまり不親切ではないか、これほど関
心を持つておる問題について、新聞社
が勝手に英語を日本語にお訳しになつ
たものによられたといふのは不親切
だと思ひますので、私どもの慎重を
たつと態度を譲歩いたしまして、拙
連をたつとぶといふことで、仮の訳で
ありますといふことをお断りした上
で配付したのであります。でございま
すからちょうど新聞にたとえて申しま
す、まだ校正部に回らないでラなの
であります。デラであるといふことを
お断りした上で配付しておるのでござ
いますから、仮といふことはサブジュ
ェクト・チェンジであるわけですが、で
すから初めから、變りますといふこと
をお断りして配付してあるわけにござ

いまして、私どもは当然、先ほど政務
次官が申されましたように、また私も
御説明申しましたように、最も慎重に
この問題を処して、そうして新しい分
野における日本語のテクニカル・ター
ムを正確にきめていきたいと思つてお
ります。まだ実はその段階ではなく
て、単に新聞社にかつて、仮の訳文
を御参考にと供するといふ意味でやつ
たのであります。しかしそういう手段に
いたしまして、外務省が發表するも
のである以上は、もう少し時間があり
ましたならば慎重にいたしたいと思つ
たのであります。先ほど申しました
ように拙連といふお願ひでありました
ので、こういう問題が起りましたことは
当事者といひまして申しわけなく存
じております。しかし私どもの真意
は、最も慎重に、正確な日本語の正文
を作りたいといふことにあるのでござ
いますから御了承願ひたいと思ひま
す。

○總務委員 今伺ひました御答弁の中
で問題が二つあるのです。一つは、こ
れは仮訳であるから間違ひがあつても
大したことではない、責任は持たないの
だ、こういうように軽くお考へになつ
ておられるが、とんでもないことだ。
もう一つ重大なことは、その最終決定
をするしないは別であります。こう
いうふうな学界からも世間からも指摘
されながら、外務省ではこれに対する
外務省自身としての、責任者としての
正訳に対する検討すらしておらぬとい
ふこと、これは実に驚くべき御答弁だ
と私は思ふのです。ただ、その取扱ひ
については、私は外務省の責任をもう少
しただしてみたいと思ひますが、その
前に順を追つて、特に政務次官に大臣

にかつて御答弁いただきたいこと
は、まず第一にこういう間違ひを起し
ました原因を見ますと、技術者を入れ
ておらぬことです。さきに下田条約局
長も言われる通り、今まで全くなかつ
た新しい、われわれの概念になかつた
言葉や問題を処理するのだ、しかも相
手国との間に重要な協定を結ぶ、單
なる売買契約ではないのです。義務を生
ずるような協定を結んで、これを受け
入れる場合に、技術者、専門家を入れ
なかつたといふことは、大きな一つの
ミステークだと思ふのです。これはす
でにこの問題が起きてから、われわれ
が委員におきまして、責任者であ
る重光外務大臣または高橋長官に、
技術者を入れて間違ひなくやりなさい
と言つたら、そのようにいたしますと
いつて、交渉中に御答弁になつたので
す。それにもかかわらずる技術者
も入れないで、学者も参加せしめない
で、外務省だけでちよこちよこや
つてしまつたところにある大きな問題
があるのです。ですからそのことを一
体どう反省されておられるかを御尋ね
するとともに、第二には、今の政務次
官のお話では、今後正訳を書くときに
学者の意見も聞くといふことですが、
そうではなくて、この協定において
は、本協定よりさらに重要な細目協定
がこれから結ばれるわけですが、その
細目協定の交渉に當つては、日本の良
心的な最もすぐれた科学者を参加せし
め、そしてその意見を聞くべきだ、そ
の形については私は一々指図はいたし
ませんが、交渉に當つて文章の訳の問
題ではないのであつて、内容そのもの
の、協定そのものの取りきめに対して
学者の意見を聞くことが私は必要だと

思うのです。そういうことについてどういう反省をされ、今後どういう処置をされるつもりであるか、その点をお尋ねいたします。

○園田政府委員 一般的にお答え申し上げますと、条約案は発表前は秘密にすることが外交上の慣例になっておりますので、条約案の日本テキストについて広く部外に相談することは、普通の状態ではなかなか困難でございますが、専門的な事項が今後増加してきますので、できる範囲で専門家の協力を仰ぎたいと思っております。本件に關しましては当初より工業技術院の技術者を入れて相談しておりますし、各日本学者、各界にも、必要な方面においてはそれぞれできる限り通報、相談をいたして参りました。今後は御質問の趣旨を十分考慮してやりたいと考えております。

○榎本委員 細目協定は一体いつからいつまでの目標で、どこでおやりになるつもりですか、見通しをちょっとお伺いしたい。

○河崎政府委員 細目協定は、近くゼネヴァで開かれます国連の平和原子力会議の状況を見まして、その上で大体ワシントンで交渉いたす予定でございます。

○榎本委員 それについては、今私が要望いたしました次官からお答えいただきますように、ぜひ日本の原子学者を動員されてその衆知を集め、その意見を聞いて交渉に当たって、悔いを残さないようにしなければいかぬと思っておりますが、その点についてもう一ぺん次官から御確答を得ておきたいと思ひます。

○園田政府委員 十分いろいろな学

者、各界の御意見等をしんしゃくしましてやりたいと思っております。

○榎本委員 それからもう一つ、問題はここの署名調印は英文だけで調印なさったようですが、こういう誤解を招くような問題については当然事前に正訳をされて、向うへも示して、日本文の確定的なものを調印のときの対象とすべきだと思ふのですが、一体どういうわけですか、そういうことになったのか。

○園田政府委員 仮調印は交渉当事者間の合意でありまして、右の合意は一方的に変更し得ないことに従来からなっておりますが、今回の仮調印で英文の協定案についての合意に達したわけでありまして、問題となった日本文はその仮訳でございまして、日本語の正文はこれから作成をしますが、その正文を作成する場合におきましては向うと相談して、それと合意のもとに作成することに相なります。

○榎本委員 調印の前だと正訳をされてやるべきだと思ひますが、それをやらなかったのはどういうわけですか。

○園田政府委員 それは正式調印で実施をいたします。

○榎本委員 ほかに他の委員からも御質問があると思うので、私は最後に一点だけお尋ねしてこれで他の委員の御質問に譲りたいと思ひます。これは仮訳であるから責任がないというような非常に無責任なお答えでございまして、しかも訳もちょっとした、それは重要でない箇所ならよろしゅうございしますが、もしこの誤訳が誤訳として認められるとするならば、取締りあるいはアメリカに対する協定の内容について非常な食い違いを生ずるわけですから、従ってこういう仮訳であるから責

任を持たぬというふうな、それほど重要に考えなくてよろしいというお言葉ですと、われわれとして心外です。この問題に対する今後の取扱い方、こういうことはあととこのことにも関係いたしますから、申し上げておくのですが、一体これはどういうふうな御処理なさいますか。この仮訳はまだわれわれの手に誤訳のまゝあるのです。それをどういうふうにお取扱になるつもりであるか。

○園田政府委員 仮訳を提出いたしましたのは、審議の対象として提出したわけではなくて、仮調印をいたした事実として、提示したわけでありまして、参考として、提示したわけでありまして、従いまして仮訳であるから、誤訳であつていいというわけではございませんけれども、その誤訳と申しますのは、専門用語にどのような言葉を使うかということが問題でございまして、その点については十分検討をいたしまして、外務省として両国の合意の上に、正式正文の中に使われる日本語の正訳が出ましたならば、それを通報をし、正文も提出するつもりでございします。

○榎本委員 この問題は、いずれにしても、総括的に申しますと、非常なミステークであつたということ、園田政務次官は外務省を代表して率直に認めておいていただきたい。今後こういうことのないように、一つここで確約しておいていただきたいのです。

○園田政府委員 外務省として御指摘の点は十分注意をいたしますが、特にこの点でわれわれとして注意をすることとは、このような専門用語を正式に両国の合意に基いてやらなければなら

ぬものを、要旨をなるべく早くお伝えするために今度の仮訳提出の手段、これは今後大いに研究しなければならぬと考えております。訳等につきましても十分注意をいたします。

○榎本委員 ちょっと伺いたいのですが、ただいま問題となつておるような諸点につきまして、日本の学者間ですでに一定した翻訳用語があるかないかというのを伺いたいのではありませんか。

○下田政府委員 先ほど申し上げましたように、全く新しい分野におけるテクニカル・タームの日本語をきめるといふ問題でございします。実際の日本の実情を申し上げますと、専門の学者間ですら定訳がなく、学者により、おの好きなような日本語を作つて使つておられるというふうな状態でございします。従つて私も問題として処理するに当り、どうしても慎重ならざるを得ないゆゑでございまして、委員長御指摘の通り、この問題はまた学者間でも定訳ができておらないという状態でございします。

○榎本委員 学者間でその問題を討議する場合、あるいは説明する場合でも、用いている翻訳語の用語が一定しておらぬというふうな了解してよろしいですか。

○下田政府委員 全部が全部まちまちであるというところはありますが、非常に多くの問題がありますので、テクニカル・タームについては学者間で一定したものができておりません。

○榎本委員 今外務省の言っていることは非常にごまかしなものです。委員長あなたもごまかされている。あなたもよ

く聞いておかなければわかりませんが、勉強していただきたいと思ふのですが、さつきからたとえば榎本君の言つた六条のインヴォルヴの問題にしても、これはきょう始まつた問題じゃない。ところが先ほど園田政務次官が説明した場合において、六条のインヴォルヴについては、これは再検討するといふことは全然初めに言つておらない。ところがこの前の外務委員会において、下田条約局長は知つておるはずなのに、インヴォルヴとインクルードと違ふはずじゃないかといふことを言つておる。これはテクニカル・タームじゃありません。これは中学校のコンサイスを見てわかる。インヴォルヴの翻訳は、当然の結果としてもたらすという意味のことが載つておる。インクルードといふのは、広い意味の含むといふことが載つておる。そればかりじゃない。七条の問題にしても、これは私は一月前にあなたに指摘してはいるはずですが、下田条約局長も知つておるはずだし、園田政務次官も知つておる。これはどういふ点かといふと、「フロム・タイム・ツー・タイム」の問題である。この関係をよく読んでみますと、「ツー・オブザ・フロム・タイム・ツー・タイム・オブザ・インディクション」が前の文章にかつておつて、それから「アンド」があつて、それから別な文章になつておるのです。ですから随時といふ意味のフロム・タイム・ツー・タイムといふのは前の方にだけかかつて、あとの方にはかからないといふことを、一月前に私は指摘してはいるじゃありませんか。こういう点を指摘しておるのに、仮訳でありますからこれはあまり調べません

でしたと言う。先ほど園田政務次官は、学界から注意がございましたからというのだが、私の方で、国会で注意したことについてはあなたは全然無視している。国会のことは全然無視して、学界のことは全然無視して、あなたはその言っている。こういう点を一月も前に私が指摘をしておるのに、外務省としてフロム・タイム・ツー・タイムについて少くとも検討したことがあるかどうか。これはトルコ協定と全文が同じで、トルコ協定の仮訳のときは随時というのは全体にかかっている。ところがこの日本の協定の場合にも、原文のフロム・タイム・ツー・タイムというのは全部にかかるとすなわち言葉をかえて言うならば、トルコ協定と同じ内容のものをそのまま仮訳という格好ではおかぶりをして、外務省はきわめて無責任な態度で、国会の注意などは黙殺してしまつて、あなた方は勝手にテクニカル・ワード、などという、いかげんなこと、さういふような訳をばかして出さう、さういふ魂胆が明らかに暴露されておると思う。さういふ点はもっとあなたは慎重な態度で答弁してもらいたいと思う。

○園田政府委員 ただいま御指摘になりましたインヴォルヴ及びフロム・タイム・ツー・タイムの箇所は、すでに国会で指摘されておる点でございますから、先般御報告申し上げましたのは、新聞に指摘された個所に付随して申し上げたのであります。

○岡田委員 それは学界から言う前に、私の方が先に言っている。さういふ点を研究したことがあるのかどうかというのを聞いています。あなたの言

うのは、学界がさういふことを言ったから、私の言つた一月前のことを思い出して、検討いたします。そんなことではあなたは無責任だ。少くとも良心的であるとは考へておる園田政務次官が、さういふことを答弁されるのは私には考えない。おそらく外務省の立場上困つて、さういふつらいことを言つたのだと思うが、むしろ率直に御答弁になった方がよいと思う。私が指摘したことについて検討されたことがあるかどうか。

○下田政府委員 穂積先生と岡田先生の御指摘になりましたインヴォルヴとフロム・タイム・ツー・タイムという点でございますが、その御指摘のございましたときに、これは実にいい点をおつき下さつた。私も、専門の見地からいたしまして、実はこの訳を作るのに最もむずかしい点でございます。インヴォルヴの点は、最もはつきり訳してしまふと、穂積先生のおっしゃいますように、さういふ「結果を来す」という場合もございませう。しかし一般の場合には、日本語には、インヴォルヴもインクルードも両方とも「含む」と訳している場合が多々ございませうが、場合によつては、含むという言葉では正確に概念を表わし得ないの、他の言葉を使うことが適當である場合も十分あり得ると思うのであります。

それからフロム・タイム・ツー・タイムについては、英語ではそこにオブザイヴという動詞が二つアンドンで結ばれておりますが、フロム・タイム・ツー・タイムという副詞句を、アンドン・オブザイヴ・フロム・タイム・ツー・タイムと繰り返す煩を避けた

めに、同じような動詞が二つ並んでおる場合に、前の方だけ副詞句をあけるという場合もあるのであります。さういふところは、実は正文を作る場合は、アメリカ側とよく協議して、アメリカ側の英語の意図は、一体フロム・タイム・ツー・タイムを一方所置いただけで両方にかからせるものであるかどうかという点もよく検討して、日本語では全部にかけるか、あるいは一方所置するかというところは、日本語の正文をきめる交渉の段階においてよくきめなければならぬと考えております。岡田先生の御指摘になりましたところは、私も前から慎重に考へておるところであります。しかし正文をきめる段階に至ります前に、仮訳文を作るときに、とりあえずフロム・タイム・ツー・タイムの点につきましては、トルコ協定のものをそのまま借り、かつ一方では普通の条約に使つております含むという訳語を使つております。これはもう少し正文を作る際には慎重に検討したいと思つております。

○岡田委員 私は何も二つだけの例を言つたのじゃない。たとえば第三条のイラディエイテッドという問題にしても、これはテクニカル・ワードではあります。さういふ点だつて問題があるのですが、この訳の關係だけをあまりやっていると時間がかかるから、簡単にやりますけれども、フロム・タイム・ツー・タイムの問題にいたしまして、これは文字じゃない。これは条件であり、協定なのです。それはいろいろな英文学や詩を作る場合において、フロム・タイム・ツー・タイムがどこへかかるとか、韻の關係でどうなるとか、さういふ問題はあり得るでしょ

う。しかし条約の場合において、フロム・タイム・ツー・タイムがどこにかかるとかというところは、これははつきりしている問題です。ここでアンドン・オブザイヴ、アンドンをつける場合には、フロム・タイム・ツー・タイムをどこへ置かうかという問題が出てくるわけですから、さういふような英文学的な、あるいは散文詩的な、あるいは詩的な、さういふような韻の關係でフロム・タイム・ツー・タイムをどこに置くか、そしてそれがどこにかかるとかというような、大学の英文学の講座を私はここで聞こうとは思つておらない。さういふ問題を私は言つておるのじゃない。あなたもさういふ形でござかしななつて、常識としてだれでもわかる。こんなことをござかしてはいけません。第三条のイラディエイテッドの問題にしても、私は先ほどからたまたまイラディエイテッドの問題については触れなかつたから、あなたは答弁されておらないけれども、この問題だつて、別にこれはテクニカル・ワードではあります。さういふ問題については私が前から指摘してゐるのに、さういふ点を黙殺されて、仮訳という名目で国会に出して――国会に出しているというところは非常に重要で、さういふいいかげんな仮訳を国会に出すというところは、国会を無視しているということになるのじゃないませんか。この点が一つ。

もう一つ、これはぜひ伺つておかなければならないのは、アメリカが今度の日本との協定を結んだ場合において、仮調印をするということは、これは正式のアメリカの原子力法の手続に

基くところのいわゆるイニシアルなのです。これはあなたもこの前の委員会でお認めになつてゐる通りだし、参議院の委員会でもお認めになつてゐる通りだ。イニシアルをした限りにおいては、アメリカの国内においては、このイニシアルに基いた協定文をもつて大統領の承認を得て、そして三十日間アメリカの国会でこれをささるなければならぬ。原子力法に基いてさういふ義務關係があるのです。さうすると、この仮調印によるこの英文だけをあなたの方ではイニシアルをして作つた。そして正式の調印の場合には、英文と日本語と両方正文として発表する。さういふようなおつもりであるのかどうか。仮調印の場合には英文を一応出して置いて、そして今度は正式調印になると、日本語と英文と両方お出しになるのか。さういふ点はさういふ關係になつてゐるのか。少くとも正式調印をする前に今度の仮調印というのは、今言つたようにアメリカとしては重要な手続を踏まなければならぬ問題です。さういふ場合において、仮調印の文章と全然違ふやうな、いわゆる日本文において――あなたは仮訳だからいいんだと言つておられるけれども、仮訳と全然違ふやうな正文が出てきた場合において、アメリカ内においてさういふいふわるいイニシアルされた協定文自身に効力の問題がもう一度問題になつてくると私は解釈せざるを得ない。この点についてはどういふお考えになつてゐるのか。それについてあなたには御答弁なさるでしよう。なぜならば、英文だけをイニシアルしたからである、さういふように御答弁にな

るだろうと思うが、正式の調印の場合、日本文と英文で正式に調印して、仮調印の場合はイニシアルは英文だけということになると、あなたがかねがね言っているように、日本とアメリカと対等な立場で協定を結ぶのだ、その関係で英文と日本文で結ぶのだと言っているが、日本文はいわゆるイニシアルしないで、英文だけでイニシアルするという事で、こういう点でも明らかに日本の隷属関係が暴露されているじゃないですか、外務省の立場が出てくるじゃないですか。

○下田政府委員 第一の点でございますが、これは仰せの通り、何もたゞいま御指摘になりました点だけに限らず、またイラディエテッドの問題もありまして、これは全文にわたって、正文を作る際は慎重に再検討したいと私は思っております。何も新聞が指摘し、または皆様の御指摘になりました点に限らず、もっと全面的に私も慎重に再検討したいと思っております。

第二の仮調印の点、これは仰せの通り、岡田さん最もよく御存じの問題でございますが、全く仮調印というのは、アメリカの国内法上の必要からそれに依拠して行なつたものでございませう。そこで条約の仮調印は、もし日英両文で署名すべきものでありましたならば、仮調印のときから条文を仮調印する場合もありまして、またそうでなくて、交渉当事者が実際に交渉に当たって使つた言葉だけについて仮調印する場合もあるものであります。これはどちらでも実は大した問題ではないわけでございます。また仮調印のときから日本語のテキストを作つて仮調印しない

のは対等ではないじゃないかと仰せになります。これは実は仮調印の場合、そのとき使つていた言葉でそうして現実合意ができたときにおいてイニシアルして内容をきめるという問題でございます。それから、最後の当事国を縛るという文書に日英両語のものを作るといふ問題とは私はおのずから別だと思ひます。仮調印はあくまでも便宜の問題でございますが、本調印の場合はそのテキストによつて両当事国を拘束するといふ重大な問題でございます。それから、もちろん正式の調印の場合には、日本文として慎重に検討いたしました正文を作りまして、それにつきまして日本語ではどうだということアメリカに納得させた上で、両方を取りきめたいと考えております。

○岡田委員 あまり時間をかけてはいけませんからこれだけで終わりますが、最後に一点だけ伺ひたい点は、たとえば今申し上げたイラディエテッドの問題にしても、あるいはスペンシャル・ニュークリア・マテリアル、この問題にしても、これは訳の仕方によつては本質的に内容が變つてしまふわけですから、こういう訳の仕方によつて本質的に内容が變つた場合においては、この協定全体を再検討しなければならぬような場合がでてくることもあると私は考へざるを得ない。たとえば特殊核分裂性物質、この問題にしても、学界の諒くところによつても、この中には水素爆弾の關係する面も入つてくるということになつてくるわけですから、そうすると、この訳の仕方によつては、その内容自体が本質的に變つてくる場合もあり得るわけですから、そういう場合において、本質的に内容

が變つてきた場合において協定全体を再検討する意思があるかどうか、この点を最後に一点だけ、これは多分に政治的な問題ですから、岡田政務次官に、条約局長とあまり相談をしないで、あなたの率直な御意見を伺つておきたいと思ひますが、あとで取り消すなら取り消してもかまいませんから、あなたの率直な御意見を伺つておきたい。

もう一つ第二の点は、この前国会に正式に出された仮訳なるものは、至るところに誤りがある、あるいは疑問がある。外務省の言ふところによつて、誤りがないにしても、疑問な点があるといふましたならば、仮訳自体は何ら權威のないものであつて、下田条約局長の言つてゐるような、これは校正刷りの前のものにすぎない、單なる参考の資料にすぎないものであつて、これ自身よりも、もっとはかに權威のあるものがあるという点をしっかりと断定されるかどうか、こういう点二つだけを伺つて終りにしたいと思ひます。

○岡田政府委員 仮調印に際しましては、英文によつて両国の合意が成立したのであります。その日本文を作る場合には、どのようになつるかといふことは、また両国の合意のもとに作成をいたします。従ひまして、個々の訳の相違によつて協定全文に対する大きな修正が加えられるとは考へておりません。

なお提示いたしました協定案の仮訳は、先ほどから申し上げます通り、事務的に申すならばいろいろな専門用語を統一し、正式調印に提示すべき正式の言葉を使つて詳細な翻訳をして日本

文を出すのが当然でございまいしょうが、政治的に申しまして、国会を尊重する意味において早急に仮訳をして、その事実と概要を御報告したいという、国会に忠実に報告せんとするたために出したわけでございまして、これはあくまでも参考資料でございまして。

○植原委員長 委員長でなくて、私委員としてもう一つ伺つておきたいのですが、日米間の条約は、英文と日本文と両方に調印したものであります。アメリカ人は英文の方が解釈しにくいから、英文による。日本人の多数は、日本語がわかりやすいから、日本語による。しかし疑問があつた場合に、両者を照らし合せて正確な意味を追及して、その結果によつて解釈するものという方法をおとりにするかどうか、そういう御意向であるかどうかという点を承りたいと思ひます。

○岡田政府委員 その通りでございませう。

○植原委員長 森島守人君。

○森島委員 大体、穂積君と岡田君の御質問によつて、趣旨が明らかになつたと思ひます。私簡単に一、二点お伺ひしたい。

まず第一点は、日英両文を正文にするといふことでございます。仮調印にイニシアルした場合には、英文のみによつてやつてゐる。これは非常に權衡を欠いたものである。こういうふうな実例が、外務省の従来の条約等の場合にありましたか。あればお答え願ひたい。

○下田政府委員 正式調印の場合には日本語を使うべき条約で、仮調印の場合に一国語だけでやつたという例は、私はあると思ひますが、ただいま例が

浮びませんので、後日例をお示しいたしたいと思ひます。

○森島委員 追つて従来の条約集等について実例を出していただきたい。そういうふうな実例がないといひますれば、今度は、日英両文を正文としたものは、日本の外務省として初めてと申していいでしょう。そうしますと、この重要な問題について、英文のみにして合意が成立したといふことは、非常に片手落ちである。少くとも日本文についてもイニシアルをすべきものだと思ひます。アメリカ側の国内事情に強要されたといふこともありましようが、實際の場合に、今後日英両文あるいは日露両文の外国語と日本語と合せて、双方に対してイニシアルをするという方法をおとりにするかどうか、そういう御意向であるかどうかという点を承りたいと思ひます。

○下田政府委員 先ほど申しましたように、イニシアルといふことは、何もそのイニシアルしたものによつて、直ちに國家を拘束するといふ問題ではございません。ただ交渉当事者がお互ひに話したことをまとめるという文書でございまして、これは必ずしも當事國の双方の言葉でやらなければならぬといふことではないと思ひます。できれば、そうした方がいいのであります。が、今回の場合は、仮調印を必要といたしました事情が、もっぱらアメリカ側の事情によるものでありまして、それでアメリカの国会に出すために仮調印する場合に、同時に日本も大急ぎで日本語のものを作つて仮調印するといふような輕率なことは許せない事情でございまして。先ほど申し上げましたように、全く新しい分野において、い

ろいろな重要なテクニカル・タームがあるのをごさいますから、英語と一緒に足並みをそろえて、日本語の方もイニシアルをしたいといわれましても、迷惑きわまることでありまして、アメリカ側はそう申しませんでした、たといそう言われましても、私は断るべき問題だと考えております。

○森島委員 私のお尋ねしておりますのは、今度の場合の実例については、アメリカ側の事情でやむを得なかったということは、一応納得いたします。しかし将来の方針として、外務省はいかなる方針を持っておるか。対等でやるのだったら、対等でやるのが当りま

えなのです。この点をついたって、議論になるばかりですから、はなはだ苦しい答弁ですが、外務省の御答弁は一応承わっております。今後の方針どうですか。

○下田政府委員 例を思い出しましたので申し上げます。今国会で御承認を願いました日加航空協定、これがオタワで英語で交渉が行われましたので、英語のテキストだけでイニシアルいたしました。そういう例もございますので、今後イニシアルは双方の用語でやるという方針をここで申し上げることは、私差し控えたいと存するのであります。

○森島委員 政策上の問題に関連しますので、政務次官にお尋ねしたい。いやしくも両国語を正文とする以上は、たといイニシアルの場合でも、これは道義的の責任を負うことになりま

す。私は双方の言葉でイニシアルをすることが適当だと思う。その点について条約局長は事務当局で御答弁できぬのは当りまえでしょう。政府を代表し

て政務事官は、いかなる御方針で臨まれるか、この点はつきり御答弁を願いたい。

○岡田政府委員 今後イニシアルの場合といえども、両国の正文を作つてイニシアルをやるのが原則であると考え

ます。しかしながら条約あるは協定調印のために、時間的な問題その他の問題等がありますれば、あるいは英語のみのイニシアルをやることもあることと想像いたします。

○森島委員 なかなかずい御答弁で、将来責任をのめられるような御答弁ですが、これ以上追及はいたしません。

次に伺いたいのは、今度の仮訳についても、相当の誤訳がある。今度は正文を衆知を集めておやりになるという

ことが、必ずしも誤訳がないとは限りません。日本文と英文とを双方正文にしておられます場合に、もし食い違いができた場合には、いかなる方法をお

とりになるのであります。○岡田政府委員 外国語及び日本語による条約文は、いずれも正文でござい

ます。従いまして解釈用語としていづれかを指定しない場合に、両者の間に食い違いがあったときには、当該字

句の解釈、文脈からするところの論理的解釈、締結交渉当時の経緯等による

歴史的解釈等によって、双方の正文が統一的に解釈されるようにいたしたいと考

えます。○森島委員 もう一つ御質問申したいのですが、英文のテキストについて合意が成立したと言っておられる。外務省でやった仮訳によりま

す。これは必ずしも条約局長の言われるようにテクニカル・ター

ムの問題だけでは済みません。内容において大きな開きがあると見なければならぬ。私はただいま政務次官の御

指摘になりました数点につきまして、英文の場合と日本語の誤った仮訳の場

合とで、実質的にどんな相違が出るかというところをお聞かせしたい。

○下田政府委員 御質問の御趣旨がわかりませんが、仮訳の日本語と英語とでは実質的にはどういう相違が

現われるかという問題ですか。その点であります。岡田先生の方からこういふふう

に違ふのだということを御指摘がございした。私もその通りだと実は思

っております。○森島委員 今一つ、私もテクニカルを知つてはいない。条約局長といえ

ども、こんな全く新しい問題について、テクニカルな知識はないと思う。仮訳と英文の原文による場合に、一

覧表にして資料として提出していただきたい。これをお願いいたします。あとは大体穂積君と岡田君の質問で済

んだと思ひます。○穂積委員 最後に一点、次官に重ねて要望しておきます。というのは、あ

なた方この問題をちよつと簡単に御考えになつておられるが、委員長の言

たように、テクニカル・タームの訳し違いは、さつきの第三条のC項のイ

ラディエイテッドのごときは、内容が全然違ふのです。物質が違ふ。そんな

理解で協定を結ばれたらならぬ。ですから、岡田次官は、すでにあなた

方、委員の諸君の御指摘の通りに、今度のワシントンの交渉においても、仮

協定の交渉においても、科学者を入れ

たとと言つておりますが、この放射能性を失つた燃料要素というふうな、ありもしないものがあると思つておる程度

の科学者を動員したつてだめなんです。科学者じゃないのです。この程度

のことならわれわれの方が知識があるくらいです。ですから、今度はやはり

日本学術会議の原子力委員会の関係諸君の意見を十分尊重されるようにすべ

きだということをもう一べん確約しておいてもらいたいです。

○岡田政府委員 承知をいたしました。○植原委員長 もう十二時になります

が、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の一部を改正する法律案を議

題として審議を継続しますか、あるいはここでちよつと休憩して、午後一時

ごろから始めた方がフレッシュになつてよろうと思ひますが、いかがです

か。皆様にお諮りいたします。〔休憩々々と呼ぶ者あり〕

○植原委員長 それでは休憩して、正

一時から開会します。午後零時三十分休憩

午後一時四十五分開議

○植原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず理事の補欠選任についてお諮り

いたします。理事戸叶里子君及び理事

須磨彌吉郎君が去る七日及び九日にそ

れぞれ委員を辞任せられ、再び当委員

に選任されましたが、これにより理事

が二名欠員となっております。その補

欠選任の件でございしますが、これは御

両名を再び理事に指名したいと存

じますが、御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○植原委員長 御異議がなければさ

うに決定いたします。

な御人選につきましては理事会に御

一任願いたいと存じますので、さよう

御了承願ひます。

○植原委員長 これより日米相互防衛

援助協定に伴う秘密保護法の一部を改

正する法律案を議題といたします。質

疑を許します。穂積七郎君。

○穂積委員 前会に引き続きまして杉

原長官に御質問をいたしたいと思ひま

す。すでに内閣委員会においてあなたは防衛六カ年計画についてその案の提

示を求められておりますが、それはい

つ発表になるのですか。

○杉原閣下 答へ申し上げま

す。防衛の長期計画につきましては、

今日まで種々研究を重ねてきておるこ

ろであります。今日のところ政府

として責任を持って申し上げられる成

案を得るに至っていない次第でござい

ますが、さらに今後研究を進めまし

て、成案ができましたならば適時発表

ら、その足りない点についてはアメリカその他の友好国の協力を与えてもらいたいという要求をされるのが当たり前であって、向うのあてがいが扶持がきまつて、それからこっちの案を作るということでは、独立にはならぬと私は思うのです。金を借りたりあるいは一時的な援助を受けることが、ひもつきであ

るならばこれは従属関係を強めますが、条件によって、内容によりまして

は、あなたのおっしゃる通り、必ずしもそれによってすぐ日本がアメリカの

従属化するというようにお考えにならぬ
ということも、言葉の上では一理はあ

りましょう。しかしそうじゃなくて、
今言っているように、案を作るとき

に、日本の案が向うからきまつてこな
すれど作れないといふようなぶかな話

はないのであって、日本は日本独自の案で行くべきである。あなたの方の考

えによれば、われわれの必要と感

い。この際、権力が重要なおおそれ、
なっておられる。それについては、こ
の前、一本だけ、お立食はあり、どう

の情勢判断のもとに再軍備計画をな

さるのかといつてお尋ねしたら、それについてにお答えがなかった。それで

はしほつて、案だけでもけつこうだから、案を作るについてはどういふもの

があるかと言ったら、それもわからぬという。わからぬならば、その態度に

については、自主的に内外の情勢を判

断してこれこれの防衛計画を作りた
い。それについては、これ以上日本の

国民の経済的負担力がないからアメリカに求めるといふことならば、計画が

自主的に行われておるともある意味に
おいては言えるでしょうが、しかしそ

うでなく、日本の案そのものが、アメリカの計画がきまらなければきめられない。こういうことでは明らかに従属関係だといわざるを得ないと思うのです。その点はおかしいと思うのです。ですから、アメリカの応ずる筋じないは別として、日本の国民にあなた方が示そうという内容は言うまでもなく自主的にきめらるべきものであって、そうしてそれは一体いつごろきめられるということは、アメリカの都合ではなくて、日本の国内の都合できめられると思ひますから、重ねて私はそのことについての方針をお答えいただきたいと思うのです。

○杉原國務大臣 お答え申し上げます。今、櫻井委員のおっしゃいましたところの、日本側として基本的に自主的の態度できめるべきじゃないかということ、これはごもっともで、むしろ私は当然なことだと思ひます。それを基本にしてきめなければならぬことだと思ひます。その際におきまして、今申し上げましたように、その案を作っていく過程においてアメリカ側の援助等の関係をも考えながら案を作る、その資料を得ていくということは当然だろうと思うのです。それは何も日本の自主的なことと矛盾するものではないと私は考へておる次第でございます。

○櫻井委員 どうも私も満足するわけにはいかないのです。しかし遺憾ながら委員長もお聞きの通り、きょうは実はこの法案をでき得べくんば質問を終了して、採決まで持っていきたいと思ひましたが、こういうお答えでは審議ができません。大体の目標をお示しただけだと思ひます。委員長の思ひますか。われわ

れ委員会として納得することができない。本委員会として大体の目標をおおげになって発表しようというのだから、私の質問は無理な質問じゃないかと思ひます。すなわちにお答えいただきたいと思ひますが、委員長の御所見を承りたいと思ひます。

○植原委員長 委員長はこの際所見を述べべきじゃないと思ひます。

○櫻井委員 委員会と政府との法案審議についての御所見について……

○植原委員長 委員長はこの場合意見を申すべきでないと思ひます。

○櫻井委員 はなはだどうも遺憾でございますが、それは少し内容にわたってお尋ねいたしますが、先般報道関係の報ずるところによりますと、今までできておいた案、これは長官の言葉をかりれば、最後の決定案でないから、案はあつたけれどもこれを発表することはできない。かつて木村私案というものがあつたが、それは内閣の案ではなかつたから発表できなかった。あるいはこの場合におきましては、防衛庁の案であつて、政府の最後の案になつていなかったかもしれませんが、そういう計画が再検討されなければならぬ。そのおもなる理由はアメリカとの関係、すなわち日本の今あなた方が支持されておる防衛方式は、アメリカとの個別的な集団安全保障体制をとつておるわけですね。その計画、アメリカ軍の作戦方針の一環として日本が何らかの兵力を担当し、作戦もこれの一環として行動することだと思ひます。ところがそれに

少し自主的な計画を持たなければならぬ。特に問題になつてゐるのは、今のまでの力点が陸軍に置かれたものが、空軍に力点を置かなければならぬ。こういうことが報道されておりました。果して今の防衛計画を検討される作業の中で、そういうことが問題になつてゐるかどうか、具体的にお尋ねいたします。事務局の方で検討するわけでございます。

○杉原國務大臣 私からお答え申し上げます。日本の自衛体制というものを考へて参ります場合に、日本といつたしましては、ほんとうの厳格な意味における自衛の最小限度の防衛力を持ちたい。少くとも独立国としてはそういうものを持ちたいというところは当然のことだと思ひます。ただその際におきまして、日本一國だけでは日本の國を守るだけの能力の問題、現実には持てるかといひますと、私はまず不可能である。従ひましてそこから實際上一わゆる集団自衛と申しますか、他の國との共同防衛と申しますか、そういうふうなことを重要な考慮の中に入れて考へる以外にないと思ひます。従ひましてその際におきまして、これはいわゆる国力との関係もあつて、またその目的が、決してよその國に対する攻撃的な侵略的な空軍を持つとかそういうことじゃないのですから、もつぱら日本の國を守るということになる。つまりもつぱら防衛という考へ方で行くわけでありませう。しかもそれをどう申しませうか、われわれ侵略の場合を希望いたしません、万が一そういう場合にも、少くともある期間というものは、集団

自衛の關係に立つものの支援のあるまでの期間というものは、日本として守るといふことが一つの考へ方の重要な要素になるのじゃないかと思ひます。そうして今それでは空軍というものを特に重視したのはどうか、こういう点から見ますと、今申しました前提からいたしまして防衛關係の方は、御承知の通り財政力の關係からいたしまして非常にかつて金のかかることである。そしてまた日本は本来の目的は、決してよその國を戰略擧げとかそういうことはございませぬ。日本の上空の防衛といふことが主眼になる、そういう点からいたしまして、なるほど近代防衛からして防衛といふものの重要性は認めなければならぬが、しかし能否の点からいたしまして非常に大きな防衛力といふものを持つことはできないと思ひます。そういうことを考へてゐるわけでございます。必要最小限度のものは整へなくてはならぬと考へております。

○櫻井委員 先ほどから防衛計画についてまだ見通しはつかないといふことであるが、しかし現に始めておられることは事實のようであります。それとしまして最終的内容までは別ですが、今問題になつてゐる点はどういう点か、検討する点についてどういふ問題を問題にして討議されてゐるか、その問題は何かもお示しいただきたい。それは何も將來のことじゃなくて、現に省内において討議されてゐる問題点だけのことです。ですからこれは率直にお示しいただけるだらうと思ひます。

○杉原國務大臣 お答え申し上げます。その点につきまして、先ほど申し上げ

上げましたアメリカ側の援助等の關係がどういふようになるかといふようなことは、非常に重要な点だと思ひます。それと関連いたしましてそれが當然に日本の財政負担力との關係が生じます。また財政負担力の方の見地からいたしまして、そういう点が特に慎重に検討せられる点だと思ひます。

○櫻井委員 私が申しましたのは、対米援助關係とかあるいは國民の經濟的負担能力の問題とか、そんなことはわかつてゐるのです。そのことを私は聞いてゐるのではないのです。防衛計画そのものを具体的にどういふ点を問題にして討議されてゐるかといふことです。陸海空の編成の問題であるとか、あるいはまた空軍ならば空軍の中で一体どういふところへ力点を置いていくとか、それとの比重、防衛計画そのものについての内容、中身そのものについて問題になつてゐる点をお示しいただきたい。アメリカとの援助關係とか經濟關係とか、そんなことを私は聞いてゐるのではないと思ひます。私の質問してゐるのは、防衛計画プロパーについて、どういふ点が一体今事務局で問題になつてゐるか、問題として討議研究されてゐる点だけのことです。ですから、お答えいただきたい。

○杉原國務大臣 今御質問の点が、實際は私先ほど申し上げましたことと非常に密接な關係を持つわけでございます。大きなワクとしてそれが關係を持つわけでございます。そして大體の考へ方といたしまして、アメリカの駐留軍、ことに地上軍の逐次撤退ということ、これは、當然考へなければならぬことだと思ひます。従ひまして、そういう点はすぐそれと陸上自衛隊をどうい

○林(一)政府委員 外国の武器その他一般の装備品の水準あるいはその種類とか性能というようなものについての情報とお伺いしてよろしゅうございませうか。

○樺積委員 そうです。特にその新兵器です。

○林(一)政府委員 実はその的確なる資料はまだございせんから、そういうようなものの情報は入っておらないのでございしますが、まあわれ事務当局としましては、新聞とか雑誌とかいろいろありますから、そういうものによって研究をやっておる程度なのでございします。

○樺積委員 そうすると、たとえば先般でございました戦闘機ですね、あれなんかも日本の新聞紙上でも写真だけは出ましたが、おそらくこまかいことはいかぬのでしょ、そういうものがどの程度に一体——特に空軍関係は、飛行機並びに科学兵器である原子兵器についてでもそうでありますが、特に空軍関係であるいは海上、陸上ともに新しい兵器がどんどんできて、その水準は変わっていると思うのです。従って日本でこれから自主的に防衛計画を立てるためには、どういう装備、どういう兵器を目標にして、どういう点に力点を置いていくかということ、世界の日進月歩のそういう兵器や技術というものを常にわれわれ知っていなければ、日本の案というものは立たぬと思えます。立ててみたけれども大東亜戦争ころに毛のはえたようなものや、古いものをあてがわれて、いざというところになったならばさっぱり役に立たなかつた。この間までは新兵器だと思つたジェット機が、もうすでに世界はこう

いうことになっておつて、時速にいたしましても、その能力にいしても、全然問題にならなかつたということでは問題にならない。ですからあなた方はアメリカ防衛計画については、援助についても、日本の国民には示さないことでも、向うとは相談しておるようですから、それであるなら親類か親分か知りませんが、持っておられるアメリカに対しては、くれる、くれないは別として、世界の今の兵器科学の水準、軍事科学の水準はどこまでいっているのですかというところは当然に尋ねになるだらうと思ひますが、それはお尋ねになるのですか。またお尋ねになったことはございしますか。あるいはまた向うからそういうことを示したことがあるのか。その間に対するお話し合いはどういうことになっているのか、それを一つお尋ねしたいと思ひます。

○林(一)政府委員 ただいま申しましたように、われ事務屋としましては入手できますところの新聞とか雑誌とか、そういうような資料によつて……

○樺積委員 それは公開されたものでございしますか。

○林(一)政府委員 そういうものの程度でありまして、向うから正式にそういうことがあるとか、こういうものがあるというサセシヨンというものは全然いたいておりません。

○樺積委員 お聞きになるということはないのですか。

○林(一)政府委員 ただそれは個人的なつき合いにおいてどうだという話し合ひです。これはもう個人的な知識の交換という程度であります。そういう

ものは個人間には雑談の程度においていたします。向うからこういうものが今ある、こういうものが水準であるというようなことは別に受けておりません。

○樺積委員 アメリカで秘密にしてある武器の一部を日本が供与をされたときに、これの秘密を守る義務だけ日本国民が負担をして、その取締りだけは受けて、そうして日本自身が、共同において防衛体制をやらうというアメリカに対して、今申しました通りに国民一般に示すのではなくて、日本の計画をするに……しかもその計画はアメリカに対して義務を負つておる増兵計画である、そういうことをするのとに對して情報を提供しないということはおかしい話なのですか。情報は提供しない、こちらを請求する権利はない、そういう話をしたことはないというものはおかしな話ですが、これはどういふものでしょうか。長官が尋ねたい。そういうことで防衛計画が立つていしょうか。

○杉原國務大臣 お答え申し上げます。樺積委員の今おっしゃいます、いわゆる機密のものうちでも、これは分けて考えなければならぬと思ひます。日本側に向うが示し得るものとそうでないものと、これはアメリカに限らずどの国でもその国独自の非常に厳格な、非常に高度な軍事機密として取扱われて、どんな友好国に対しても示してはならない軍事機密があるということとは想像にかたくないのであります。御承知の通り、アメリカが示してないものがあるということは私も想像しておるのですが、そこで一がい

に軍事上というよりも日本側に今日示しておりますのは、この秘密保護の對象になつておるものでございします。

○樺積委員 それでその内容はわかりました。そこで一歩進んで今度は、日本の計画は自主性を持った計画だ、こうおっしゃいます。独立自衛軍を作るのだ、こうおっしゃいますが、そうなりますとアメリカは示さなくてもこちらから情報を探知しなければならぬ。それからアメリカの兵器なり軍事科学がどこまで進んおるかということの情報を知らない、井戸の中のカエルで昔ながらの知識でやるわけにはいきません。ですからそれを探知する必要があると思ひますが、一体情報はどういふふうにしてお集めになつておられますか。

○林(一)政府委員 その点は私も事務当局として非常に困つておる問題でございまして、現在のところやはり新聞、雑誌、図書、まあいろいろの最近の資料をできるだけ集めるように努力しておるわけでありまして、これらはいずれも公開されたものです。こういうものをいろいろの方法によつて入手しまして、そういうものによつて広い情報を知つておるという程度であります。

○杉原國務大臣 今の点は今後の日本の防衛のことを考えていきます場合に非常に大事な点だと思ひます。それから私はこの点をできるだけ努力していきたいと思ひます。その手段といたしまして、今まで非常に限られていたわけですが、しかしながら外国の進んだ兵器等のこともこちらができるだけ研究しなければならぬ、あらゆる方法をもつてしなければならぬ、こ

とにその一つの重要なことと思つておりますが、たとえば防衛庁の職員を海外等に派遣するということも、私は必要なことだと思つております。今日までこういう点非常にまだ思うにまかせぬ状態にありますから、これは私は非常に必要なことだと思ひます。

○樺積委員 そうしますと、わが国にはMSA協定その他今度の艦艇貸与協定等によりまして供与されてない武器またはインフレーションであつて、そしてわが方でそれ以外の公開されてないもの、向うの国内において秘になつていゝもの、また外国人に対して秘になつていゝもの、またこちらが探知しなければならぬことは当然のことだと思ひます。これは今おっしゃつた通り、アメリカがイギリスに対して秘にしていゝ、国際関係が、または世界が一つになつていゝ以上は、国と国との間の秘密というものがあつたらば、アメリカの秘の判が押しであるから、これは知ろうとしないということではなくして、秘になつていゝものこそわれわれは知らなければならぬ。そうわれわれの計画は立たぬわけですから、そういう努力は一体どういふ機構でやつておられるか、今までそんなことは全然やつておらぬのですか。そんなことをやつておらぬで一体防衛計画が立つのですか。

○林(一)政府委員 外国の秘とされていゝ装備の内容については私も探知するようなことは今までもちろんやつておりません。われわれの参考となるべきものは、なるべく広く合法的に収集してこれを研究してゐるわけであり

○總務委員 それではやっておられるわけですね。

○林(一)政府委員 外国の秘としてあるものの内容についてはやっておりません。

○總務委員 では探知する方法は、方法にして合法的な方法でしょうか。

○林(一)政府委員 合法的な方法で入る資料については大いに研究しているわけでありませう。

○總務委員 今の点が大事です。方法にして合法的な方法でアメリカで秘になつてゐるものもわれわれは探知してしまふべきだ、知つてもかまわぬと思つてゐる。ところが方法にして合法的であつても、なほかつ秘になつてゐるものについてはいさう目に入れない、推理もしないといふのですか、そんなばかな話はないのです。その点はどうです。今はこの法律や条約で向うの秘だけを守る義務を負つておつて、そしてこちらの秘というものはないといふような、そんなばかな話はない。長官のおつした通り、各国の軍事計画には、こつちの集約的な防衛体制をとつておつたにしても、おのおのの間において秘は幾らもある。独自の計画もあるのです。そういうことであるならもとより知るべきだと思つてゐますが、今おつした点をほつきりしておいていただきたい。政府のやるやつですから、方法は合法的でよろしい。しかし秘になつてゐるものも合法的な方法において入つたものに対しては知る意思を持つのか持たないのかといふことです。

○林(一)政府委員 合法的に入つてくるものは大いに資料といたしたいと思つてゐます。

○總務委員 そうしますと合法的に入つたもの、または推理によつて入つたものは、この法律の対象になりませう。これは当然だと思つてゐますが、念のために伺つておきます。

○林(一)政府委員 この法律の対象となりませうのは、先ほど總務委員が言われたようにMSA協定に基づくもの、船舶貸借協定によつて日本に供与されたところの装備品の秘密箇所、これがこの法律によつて保護されるということなのであります。

○總務委員 それ以外には対象になりませう。

○林(一)政府委員 はい。

○總務委員 外務省にお伺ひいたします。今言つたような軍事情報の収集といふものは、再軍備計画を立てる以上はやはりやるのが当然の論理になつてくると思つてゐますが、出先機関はおやりになつておられますか。

○下田政府委員 この問題は行く行くはたまたま防衛庁から御答弁申し上げましたように、海外に防衛当局の出先を置いて解決すべきものだと思つておられますが、ただいままだそういう出先の組織ができておりませうので、これは本来外務省がやるべき仕事であるからどうか疑問ではございませうけれども、しかし国際協力局の一部におきまして、海外の軍事情報を集めるという仕事はやつておられます。

○總務委員 ついでにお尋ねします。特に今言ひました意味でアメリカとの関係をお伺ひいたしました。共産圏の軍事情報もむろんとるべきだと思つてゐる。とるつもりでやりになつてゐると、あなたの方の政策や論理に従つていけば、推測いたしますが、これはどうい

うふうにやつておられますか伺ひたい。

○林(一)政府委員 現在私も事務当局がやつておられますものは、共産圏とか非共産圏とかいふようなことは区別なく、外国全部のいろいろの情勢を知りたいので、先ほどから申しましたように、一般に公けになつてゐる新聞、雑誌といふようなものによつて資料を集め、あるいはときには外務省にお願ひしまして出先公館が入手したいろいろの資料がございませうので、その情勢、資料、こつちのいろいろも拝借いたして、あらゆる資料によつて検討いたしてゐるわけでありませう。

○總務委員 お集めになつた資料で當らずといへども遠からずといふ程度の一カーテンをとつてみたらびつくりするものはないだけの自信をお持ちになつておられますか。これは共産圏、非共産圏を問わず、世界のあらゆる武器その他装備あるいは作戦計画、軍事科学の水準について、情報をお集めになつて努力しておられるようですが、そしてその上に立つて、まだきまつておられぬようだが、日本の防衛計画を立てようとしてゐるわけですから、あけてみたら笑ひものになるようなおもちゃのような軍隊を、国民の負担と犠牲において作つておつたのだといふことのないような自信を持つておられますか。これは情報についてです。

○林(一)政府委員 先ほどから申ししておりますように、装備に関する諸外国の情勢によりまして、なかなかはつきりしたところがわからない。こつちのよう

な程度であらうとか、あるいはあ

いような程度であらうといふきわめて漠然とした新聞、雑誌に出てゐるようなものから、はつきりした性質とかいふことはわからない。従つてそういう意味におきまして、ただいまお話のあつたような、はつきり現在の装備が段違ひのものであるといふような判断はまだできないでおりますが、たとへば航空機につきましても、現在私も聞いておりますところでは、F86というジェット戦闘機がございませうが、これらがNATO諸国の第一線機として目下使われてゐる機種でございませう。こつちのようになつてゐる。別に私どもの方が貧弱な装備であつて、特に諸外国にすぐれた兵器があるといふことは、まだあまり存じておりませう。

○總務委員 実はあなた方もお聞きになつておられると思うが、今度われわれ委員会でお集りになつておられます、やがてまた問題になる濃縮ウラン協定といふものをアメリカとこの間仮調印した。それで當つてみますと、日本の政府の諸公が実に世界の科学的水準について無知であり、無関心と言つていいほど、眼前の雑務だけに引きずり回されておられ、こつちのことに對して全く無知であるといふことに実は驚いておられる。われわれも実は勉強する機会もなし、文科出身ですから、こつちの科学方面について知識がないのですが、この協定が問題になりましてから、寸暇を惜しんでわが国の科学者とともに勉強してもらつておられるが、政府の諸公に當つてみると、それよりなおかつ原子力問題を中心とする世界の科学技術の水準に對して、無関心であるといふことに無知であるのです。こんなことで防

衛計画といふものは立つものかどうか、こんなものは立てたつて、さつきも言ひましたように、人形のおもちゃを国民の負担において作つてゐるようなものであつて、ばかばかしくお話をしなれない、こつちのことなんです。ですから原子兵器のことは、日本が持つたぬは別ですが、世界の装備された軍備を持つてゐる國々は、それを中心にして作戦計画を立て防衛計画を立てておられる。ですからそれに対してわれわれが無知であつて一体防衛計画が立ちましようか。ですからこつちの情勢については、先ほど言ひましたようにお尋ねしてみたら不十分ながらとつておられることなんです。しかもそのことは確かに重要であると思つてゐる。これから防衛官も海外に派遣をし、おそくは同時に外務省の出先機関も動員をして、こつちの情報をとりしらうとすることであらうと思つてゐる。そこで逆に私は杉原長官にお尋ねいたしますが、アメリカ國に對しては日本は秘密はないわけですか。全部國民の知らぬことまで裏から知られておられる。しかしそれ以外の國は、一体日本の再軍備の計画が、どういふ装備どういふ武器を中心にして、どういふ作戦計画に従つてこれから立てられようとしておられるかといふことについては、またどの程度の軍事的な科学を身につけておられるかといふことは、これは最近日本の再軍備問題がアジアの各國において問題になりつつありますから、これは関心を持つてその実情を知りたがつてゐると思つてゐます。ですからこつちのこつちについて、一体アメリカ以外の諸外國は日本の再軍備計画、その内容等について、現在までの装備

でもけっこうですが、そういうものについてこれを探知することに努力しようとしておるとお思いになりますか、そうしてそういうものが外国人または日本人とを問わず、そういう情報をなすべくとるよう努力しているとお思いになりますか、防衛当局のお考えを伺いたいです。

○林(一)政府委員 外国がそういうような情報を集めておるといふようなことがあるかどうかという御質問ですか。

○穂積委員 そうです、日本国内において……

○林(一)政府委員 外国が日本国内において、われわれ防衛関係のそのような編成とか装備とか、そういうものについて情報を集めておるといふようなことははっきり伺ってはならないのでありますが、これはそういうこともあ

るのではないかと個人的な考えというか感想というか、推測は持っております。そういうものははっきり行われておるといふことは全然聞いておりません。

○穂積委員 先般自衛隊の中に共産党工作が行われているというようにことが新聞その他でかどか書かれております。非常にアジテーション記事を載せておられますが、そういうことは自衛隊の内部においてはもとよりないでしうね。これは秘密保護法が昨年できましてから私が最初に質問いたしました、この法律の取締りの対象になったものは、ほとんどないというふうな御報告だったので、当然だと思

うのですが、そういうことはございませんで、はつきりしておいた

だきたい。

○林(一)政府委員 現在までにそういう事例がないかということですね——この法律の適用を受けたような事例はございせん。

○穂積委員 それから今の情報問題が大事ですから、ちよつと伺っておきま

すが、外国の情報をとる場合に、防衛官、外務省の出先機関を駆使する、ド

ライプするということですが、さらに、かの地における外国人に情報提供を委託する、あるいは外地のそれぞれの国に

おります民間人に情報提供を委託するといふような方法をおとりになる考

えでしようか。

○杉原国務大臣 まだそこまでいっておりません。なおここで私ちよつとつけ加えて申し上げますが、情報とい

ましても、いろいろ事柄についてござ

いますが、装備等の関係につきま

して、これはこちらも十分研究を重ねていかなければならぬわけでありま

すから、防衛庁の技術研究所におきま

して、特に世界のいろいろな資料なども集めまして、できるだけの研究はいたして

しております。もちろん、もちろん非常に限られますけれども、決してそういう点をなおざりにするわけではな

い。非常に限られておられるけれども、その制約内においては努力しておるとい

うことをつけ加えておきます。

○穂積委員 きょうの私の質問の第一点は、防衛計画の作業についての御尋ねでございます。それに伴ってこの法律に

関係のあるあります秘密関係が彼とわれとの間にある、そういうことをお

尋ねたわけでありましたが、もう少しお尋ねしたいのです。この問題はまだ

次に質問者がありますから、ここで締めくくっておきたいと思ひますが、最

後に長官にお尋ねいたしますが、今あ

なたは時期を画して防衛計画を発表するわけにはいかない、その時期は申し上

げるわけにはいかないと言われたが、あなたにここで念を押しておきたいのは、今国会中にそれを発表する時期に

なりませんか。なりませんか、それだけお尋ねしておきます。

○杉原国務大臣 今国会中というこ

とは、なかなか困難であると考えてお

ります。

○穂積委員 それでは次の質問に入り

ますが、実は先般この法案審議の途中に外務次官にお尋ねしたので、お

答えができたので、今度は最も責任者である防衛庁長官に聞いてくれと

いうことで、実は留保になっておる事柄がある。それは何かと申しますと、

日本の防衛計画です。先般あなたは内閣委員会でもそういうことを言われた

ようですが、防衛計画が進んで、そうして長期計画が完成するようになると

ともに、並行的にアメリカの駐留軍が日本を撤退するという趣旨のことな

です。そのことを私はお尋ねした。そ

うしたらその後あなたは内閣委員会

でその可能性についてお答えになって

おられるようであります。私はその可能性については実は信ずることができな

いわけでありました。あなた方は選挙時において、独立自衛軍強化を国民に納

得せしめる一つの理由として、これを

作らなければアメリカ軍が撤退しない

のだ、これを作ればアメリカ軍が撤退するのだ、軍事的にも完全な独立国に

なり得る、軍事的に完全な独立国に

なれば、独立国になれるのだというよう

な趣旨の宣伝を盛んにされた。国民の

一部には、そういうことにだまされ

て、そういうことにかすかな愛国心を

感じて、この再軍備計画に賛成される理

由の一つにアメリカ軍の撤退というこ

とを考へておる人がある。私はそんな

ことはござかしだと思ひます。撤退に

対する見通しについては、われわれは

ないと思ひます。あなたは外交官だか

ら何ですが、最近アメリカでは、日本

のアジアにおける外交上の価値につ

いて議論が行われております。その傾向

を見ますと、日本は政治的、経済的に

もう大した価値はない、残った価値は

軍事的価値のみという判断をして

おる。そういう意味では、経済的にア

メリカの仕送りによって完全なる独立

経済に持つていくなんということは不

可能だ。そうなるならば中共その他を

も含むアジア諸地域との経済的な基盤

の上に立たなければ、この国の自立経

済はできなくなるだろうという常識的

な判断をするようになっております

が、逆に残しておるのは軍事的価値の

みで、これをおろそかにすることはで

きないという点だけはさらに浮き彫り

にされて強くなつてきておる。そうし

てこの安保条約が無期限になっておる

点も、さらにこの条約を廃棄する場合

には、次のより強固なる軍事同盟の中

に入らなければならぬように迫り込め

られる承口がちゃんとできておる。そ

ういう点から見ますならば、私は日本

における基地はよほどの内外における

革命的な事件が起きない限り、しかも

あなた方が再軍備計画をおとりにな

っている以上はこれは困難だとわれわれ

は判断いたします。ところがあなたは先

般の委員会です。ところがあなたはお

答えて、それで私は園田外務政務

次官に、撤退の可能性ありと思うと

いうから、どういうことを根拠にして

おるのだと言つたら、答えられなく

て、長官に尋ねてくれということとし

た。それで質問の趣旨はおわかりに

なつたと思ひます。

そこで一つお尋ねしたいことは、撤

退の可能性ありというばく然とした話

でなくて、客観的に具体的にどうい

うことをもつてそういう撤退の可能性

ありとおっしゃられるのか、その結論

でなくて条件を示していただきたい。

○杉原国務大臣 駐留軍の撤退に関

することでございますが、これが日本

側の自衛隊の増強と関連を持ってお

ることは事実であります。そうして

その充実、整備に伴つて逐次撤退す

る意向があるというところは私も思

つております。ことにその中で地上

軍の方は日本側の整備に關連いた

しますけれども、向うでもなるべく

早くこれを撤退したい意向である

というところは、私は申し上げるこ

とができますと思ひます。空、海

の方はさらに早くおくれましよう。

この方は日本側の整備との関連から

いたしまして、また日本側としても

この方はそう速急には参らない、こ

う関係にある次第でございます。

○穂積委員 明敏なる杉原長官です

から私は質問の時間を節約するために

多くを申し上げませんでした。ところが

あなたはそういうことにお答えにな

らないので時間がかるのです。この

前もちよつと申しましたが、アメリカ

は朝鮮戦争以来陸上軍は現地調遣で

いきなりという考えを持っておるこ

とは歴然たるものです。陸上軍という

のは一番費用がかかつて、アメリカ

の作戦で一番苦手で、しかも犠牲の

一番多いものなのです。ですからあ

の経験で、特

にアメリカの空軍と陸軍との対立から、陸上軍の問題が陸軍によって強く主張され、それにかわるものとして現地の陸上軍の肩がわりを考へておることは事実です。その兵力をアメリカの対共産圏作戦の兵力の中に見込んで計算しておることも確かです。日本の地上軍十万とか三十万とかいうこともそれはわかつておるのです。ですからその犠牲が多くて、それでアメリカの留守家族から文句が多くて、人氣が悪くて、そうして一番危険性の多い、費用の伴うこの陸上軍は日本の陸上自衛隊が強化されるとともにそれを待つて、ほとんど引き揚げをやるでしょう。しかし近代戦争はもう陸軍の時代ではないといけません。言うまでもなく海軍でもなければもう空軍の時代なのです。この空軍の主導権を握っておれば、その国を独立軍事国として立ち上らせることはできない。そのイニシアチブはあくまでアメリカが握って軍事的な従属国として把握ができるのです。だからあなたが言っているように、国民に訴えてアメリカ軍を撤退せしめて、日本をアメリカから独立せしめるんだなということは、もう夢のような話なのです。あなた自身もそのことは知っておると思うのです。だからさっき言われた通り、近代作戦はもうすでに陸上から空軍に移りつつあるから、防衛計画も空軍に主力を置いていき、比重を置いていきたいということ、これは木村長官以来の防衛庁の考へ方なのです。ところが空軍並びに海軍、特に空軍につきましてはアメリカは撤退の意思はない、むしろ強化の意思がある、そう言わなければならぬ。ですからアメリカの駐留陸軍が撤退を

始めたというようなことによつて、アメリカがこの国から軍事的に手を放すというようなことは当然考へられなぬ、そんなことは考へる材料にはならぬ、ということなのです。そこでそれ以外の材料を示していただきたい。あなたがこの国の防衛力が増強されたならば、やがての時期にはアメリカ軍は完全に撤退をする。それを目標として完全なる軍事的独立を与え、日本を軍事的従属から解放するという見通しをあなたの方は国民に訴えておられる。それでこの再軍備政策に賛成してないの税金を取っておくのです。しかしそういうことを言っておやりになつてはいけません。正直にやってももらいた、これはアメリカの軍事的なイニシアチブのもとにおける従属陸軍である、肩がわり陸軍であるということをはっきりして、われわれ国民の賛否を問うべきだと思ふのです。そういうことで私の方の考へが間違つていたら訂正していただきたい。われわれが誇大偏見でそういうことを言っているならば改めていただきたい。

そこであなただけの撤退する可能性ありとおっしゃいましたが、陸軍の一個師団や二個師団が撤退するのはそんなことは当然のことなんだ、もう二十五年の暮れからきまつた政策ですよ。だからこそ自衛隊の増強を要求してきている。それ以外に何がありますか。軍事的に完全に解放せしめる一体客観的な条件がどこに出ていますか。MSA協定前後からどこに出ているか、それを具体的に示していただきたい。

○杉原国務大臣 いろいろ穂積さんの御観測、御意見等がございましたが、その中で日本軍がただアメリカに從属する、そういう考へは、私毛頭ございません。(穂積委員)それはあなたの主観にすぎない(と)呼ぶ)そうじゃございません、そういう建前ではございませぬ。これはあくまで日本の安全ということが基本になるわけではございませぬ、それがために、単に日本一国だけで、単独では自分の国の安全すら守れないときに、よその国とある程度の共同の關係に立つというところは、私は決して從属というふうな言葉で表現すべきものではないだらうと思ひます。

それは、内容をどうするかというところが問題になると思ひます。その際アメリカ側で地上軍になるべく早く引くという考へを持っておるものと私は推定して差しつかえないと思ひます。アメリカはアメリカとしてその利益を考へるのは当然だと思ひます。そしてそれが共同の利益に達しますならばそれで私は差しつかえないことだと思ひます。それから空軍の關係につきましては、日本の實際の国力からいたしまして、整備といひましてもそう高い程度のものでございませぬし、またアメリカとかソ連とかあつた大国のようなものを持つことは考へておりませぬ。またでございませぬことではございませぬ。そういう点につきましては、今後いよいよ共同防衛の關係をどういうふうにするか、それから平時において、共同防衛といふか外国軍が国内にとどまつてゐることについての問題は、一朝事ある場合に支援にくるといふようなことも、一つの共同防衛態様として考へられるわけでありまして、そういう点は今後日本側の航空自衛隊とか海上自衛隊などのある程度の増強整備に伴つて、重要なこととして研究していかなければならぬ問題、私は私見としてそういうふうにお考へております。

○植原委員長 穂積君、もう一時間半になりましたが、最後のお話を見解の相違で、幾ら言うても同じ場所をただ行つたり来たりするだけですから、どうかはかの質問者のことも御考慮願ひます。

○穂積委員 私は今の從属問題については、これは単なるお互いの主観の問題だけでなくて、客観性があると思ひます。ですからあなたが主観的に、共同作戦をとつてもそれは從属じゃないとおっしゃいますが、それは客観的に軍の編成それから作戦——一体日本のどこにありますが、条約の中に、一朝事あるときには日本は向うの作戦に協力しなければならぬ義務を持つておる、それから何かをやるときには協議をすることだけは向うはオブリゲーションとして負つておられます。それ以外に何がありますか。われわれが向うに対して要求する権利がどこにございませぬ。從属關係といふものは客観的なのです。ですから、きょうはこの問題はこの法案審議に直接關係がありませぬから申し上げないのです。が、機密の問題について申し上げれば、私の聞いているのは、アメリカ軍がこの国から撤退する可能性がありやなしやといふことです。だからそのことについてお答えいただきたい。從属性の解釈についてはやめましよう。その議論は他日に譲りたいと思ひます。きょうはこの法案審議にしばつて話を進めろといふことでありますから、私

○積積委員 そんなことはございませ
んよ。それではお尋ねいたします。あ
なたは先般の内閣委員会において、こ
の委員会における園田外務次官より一
歩前進して答えておられる。やがてこ
れをやったならば安保条約はなくなる

陸海空合せて日本のある程度の防衛力、自衛力ができますれば、それならば私は、空海の方だってそれで全然撤退がないのだというふうに断定してしまふようなものじゃない、なるほどこれは陸よりもおくれましようが、絶対

は、安保条約の性質と極東における情勢がすべての問題を解決する、こう答

きな外交関係の中心の問題ですから、一つぜひとも外務委員会独自の国際情

○杉原国務大臣 今回の法案に規定し
ております秘密は、アメリカの防衛秘

密であることもまた日本の防衛秘密になることは申すまでもございませ

〔委員長退席、大橋(忠)委員長代理
着席〕

それでは将来それ以外に、さらに広い意味の防衛秘密保護法を作る意思があるかどうかという点に關係するかと
思いますが、そういう点は今後慎重に
考えていかなければならぬと私は考
えております。まだ決定いたしてお
りませんが、まだ決意いたしてお

せんが、そういうことであります。

○大橋(忠)委員長代理 戸叶里子君。

○戸叶委員 私杉原長官に防衛計画の
ことを伺いたいと思いましたが、す
でに穂積委員からの御質問もござい
ましたので、これに対して幾多の不満が
ございますけれども、きょうは省略い
たしまして、ごく簡単にこの法案に関
係したことだけを伺いたいと存じま
す。

まず第一に長官はこれはお通しにな
りたいと思つていらつしやると思いま
すが、民主党の中でもみな意見がおま
とまりになつてゐるのでしようか、こ
の点をお伺いいたします。

○杉原国務大臣 これは民主党内にお
いては完全にまとまつております。

○戸叶委員 今回出されました日米相
互防衛援助協定に伴う秘密保護法の
一部を改正する法律案なんですけれ
ども、これは秘密保護法があつて、そ
れに対しての一部改正です。今回のもの
だけは小さなものですけれども、これ
の親法となりべき秘密保護法という
のは非常に大きな法律です。それが審
議されましたのは昨年の五月でござ
いました。委員会を通りましたのが五
月十八日、当時の改進黨、今の民主

これに対して反対をなさつた。そして
十二対十二でようやくこの委員会を
通つております。今その親法のどの条
項も改正しないで、前には反対したも
のをそっくりそのまま認められて、こ
の難題の貸手とこれにくつつけていく
というのとはどういふわけか、私には
ちよつとわからないので、この点を伺
います。

○杉原国務大臣 私も深い事情はよく
存じませんが、当時の改進黨の態度と
いうものは聞いております。それで戸
叶先生のおっしゃるのには、私の申し上
げることに矛盾するのじゃないかとい
う意味であるかと存じますが、あの当
時の事情を私はよく存じませんが、秘
密保護法それ自体に対する反対じゃな
かったのじゃないかと私は想像いたし
ておる次第でございます。そしてまた
決して単に形式論じやなく、改進黨と
民主党というのとは違ふものであること
は申し上げるまでもないことでござい
ますし、現在の民主党の方々は完全に
同意いたしております。

○戸叶委員 何か言葉じりをとらえて
大へん恐縮なんです、改進黨と民主
党は違ふとおっしゃいますけれども、
大部分の改進黨の方が民主党にいら
つしやるわけですか。私は当然この法律に
對する論議がなされない方がどうかと
思うのです。なされないでそのまま通
そうとなさる意図が、私はどうしても
了解できない。あの当時の反対の理由
というものはごく簡単に申し上げまし
と、先ほど穂積委員が触れました
ように、非常にこれはアメリカ迎合的
である。アメリカの秘密というものを
日本がそのまま認めるのであつて、日
本には何ら自主性が無い、こういうの

が論拠になつておりました。私もは
この点も問題ですけれども、もっと重
要なことは、秘密保護法そのものに對
して反対をしたわけなんです。そうい
う点から見ましても今日そういうふう
な矛盾を含んだ点を改正しないで、こ
の親法をそのまま認められて、しかも
これをつけ足そうとしておられるとい
うことが、どうも私も私にはわからな
いのですけれども、その点も少し杉
原長官に伺いたい。

○杉原国務大臣 大体先ほど私から申
し上げましたことにあまりつけ加える
ことはありませんが、その当時果して
今戸叶先生の指摘されたような点が、
改進黨の反対理由であつたか私実は存
じないのですが、しかしその点につ
きましては、アメリカの防衛秘密であ
るとともに、装備品等を日本に持つて
きて日本の防衛のために使うわけで
ございまして、これは日本の防衛秘密で
あることは言うまでもないことでござ
いますから、これに対しては現在の民
主党の方々は完全に一致した意見をお
持ちになつておる次第でございます。

○戸叶委員 それは実は私もその委員
会におりました、そうしてそのときに
反対された委員の名前もよく知つてお
りますし、それからまた今その方は党
の外交關係の方の責任者だと私は承
知しております。そうしてそのときには
きり言われたのは私が今御説明しま
したような理由で反対をされておるわ
けなんです。それは速記録をざらんに
なつてもはつきりするわけなんです。
そういう点から考へになつてみまし
ても、長官はやはりもう一度民主党の
方々とはこうでであつたけれども、
今度はこういう理由で賛成するのだと

いうふうな納得のいくような線をお出
しになつて私どもにお示しいただけれ
ば、私どもとしても議論できると思
うのですけれども、その当時のことがよ
くわからないからというふうでは、ど
うも私は納得できないわけなんです。
そこに速記録があつたらそれを御説
みいただいたらいいと思つたのですけ
ども、この点はどうなのでしょう。おそ
らくこの中にもその当時いらつしや
つて反対された方がいるのじゃないか
と思つたのですが、いかがでございま
しうか。

○杉原国務大臣 申し上げるまでもな
く、改進黨としては改進黨のお立場、
御意見がございました。しかし、しか
し現在の民主党は改進黨ではござい
せんから、一つそれで御了承願いま
す。

○戸叶委員 もしも言葉じりをつかま
えるならば改進黨という政見に属して
いるときには反対だけれども、その名前
が民主党になればすつかり変わるのだ、
こんなふうにしに解釈されたいわけ
で、この問題は私は非常に重要な問
題だと思ふんです。ややもするとこの
秘密保護法自体が拡大解釈されま
す、非常に弾圧になる傾向があるわ
けなんです。そういう意味から考へま
しても反対をされてゐた方が多かつた
のではないかと思ふます。しかし今責任
ある地位にあつて、そうして何らかの
圧力が、あるいはまたいろいろなアメ
リカとの關係においてそうせざるを得
ないというふうな立場であるのかどう
か。その背後關係というものは伺いま
せん、私どもも納得がいけないわけ
であります。

○杉原国務大臣 いわゆる背後關係と
か圧力ということは、全然御心配いた
だくようなことはございせん。なお
これが實際の運用、適用におきまして
乱用にならぬようにする、ほんとうの
厳格な適正な運用をせよならぬとい
うことは、非常に大事な点だと思いま
して、またその趣旨で運用してきてお
る次第でございます。将来もその方針
でございます。

○戸叶委員 この問題は当時おいでに
ならなかつた、また御存じない長官に
いろいろ伺つてもわからないと思いま
すので、過日反対された方々が今日納
得をした理由というものをはつきりさ
せていただきたい、こうお願いする次
第でございます。私としては実は納得
ができないわけなんです。杉原長官に
それを申し上げましても、長官御存じ
でないことですから、きょうじゅうに
これに対するはつきりした線を討論前
にお出しただきたい、これを要望い
たします。ほかの方の御質問に御迷惑
になると思ふますからこれをどうぞお
出しただきたいと存じます。これは
もちろん討論に入る前にお聞かせいた
だきたいと思ひます。

次にもう一点お伺いしたいことは、
憲法の五十七条で国会が要求すれば秘
密会を開いてもよいということがござ
いますけれども、この秘密会では当然
いろいろな国防上の秘密というふうな
ものはあり得ない、秘密もこの秘密会
では話ができる、こういうふうな了承
いたしますけれども、その点はいかが
でございますか。

○杉原国務大臣 御質問の御趣旨は、
この法で規定せられる防衛秘密を對象
にしてのことでございますか。
○戸叶委員 そうです。

ますと「第七条 この法律の適用にあつては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人權を不当に侵害するやうなことがあつてはならない。」という一条が加わっております。

○戸叶委員 その点はわかるのです。が、それでは先ほどの不当なというよゝうな条項に対しては当てはまらないよゝうに思いますが、この点もう一度伺い

において、その違反した者が処罰の罪を受けるというなら、長官が適当に酌量するということもあり得るでしょう。しかしあなたも御存じのように、民主主義の原則は三権が分立していることであり、司法上の問題になると、あなたがいかように御解釈になっても、この点が違っている限りにおいて、司法機関においては「不当な方法」ということがいわれる罪の対象になるのです。ですからこれが問題になるべき法律を作っているのがあなたとこの法律解釈は単なる条約上の解釈ではないのです。秘密保持についてはどうかということが書いてある。先ほど言ったように、「不当な方法で」という国内法と議定書が違ふということをはっきりあなたはお認めにならなくちゃならないと私は思うのだが、この点はどうですか。

○林(一)政府委員 議定書にあります同一の等級の措置を講ずると申しますのは、たとえば秘密を指定する場合に、日本では機密、極秘と指定をいたし、そういう指定区分を向うと同一等級にするという意味でございます。そうして先ほどから「不当な方法で」ということをおっしゃっておりますが、アメリカの法律を見ましても、ここにありますように「わが国の安全を害すべき用途に供する目的」という以外にもいろいろの制限がございましてその目的以外の方法によってこういうようなことをしても犯罪になるということをも具体的にきめておるのであります。その具体的のきめ方がたくさんあるのでありますが、そういうようなもの

のと比べて「不当な方法」ということを使ったわけでありまして。それと比べたら別に広くはなっていないのであります。

○下田政府委員 条約の議定書のBの解釈の問題ですから説明させていただきます。先ほど杉原長官がおっしゃった通りでございます。この秘密保持の措置においては、「アメリカ合衆国において定められている秘密保護の等級と同等のものを確保する」ということの意味は、締結当時明確に両国の意思が合致しておったのであります。それがどういふ結果かと申しますと、向うが極秘としておるならば日本側も極秘とする、向うが単なる秘であればこっちも秘とするという、秘密の程度の取扱いについての歩調を一にするということでございます。従いまして「不当な方法」という処罰の方法については、附属書Bの関知せざる問題なのであります。その処罰の方法につきましては、当時両国間に、何も処罰の方法でアメリカに歩調を合せる必要はないのだ、刑罰の内容その他も日本で自由にきめていいのだということをはっきりいたしておきます。なおついでに「不当」という条件が加わったことを申し上げますと、これは処罰するための要件が加重されておるのでありますから、たとえ「不当」という語がアメリカの法律にございませぬ場合におきましても、これは適用を受ける国民の方からいいますと、処罰するためには不当ななければいけないのですから、それだけ保護が厚いということに相なるわけでありまして。不当でない場合には処罰されないので済むわけでありまして。か

えって人権尊重に即したものであらうと思ひます。

○岡田委員 これは戸叶さんの質問にむしる関連して、私の質問は実はほかにあるので、それをやらなくちゃならないのですが、今条約局長がそういう答弁をされたから私はこれでは済まないのですが、秘密の範囲が広がっているということなんです。それは「不当な方法で」ということで国民を保護しているということではないのです。国民に知られないところがより広がっているという意味なのです。しかも国民に知られない部分を、アメリカの法律よりもより広がってしまった、不当な方法で知ってはいけませんというところで広げてしまった。法律の解釈からいけば、より広げることによって、国民の見ることの自由、知ることの自由、聞くことの自由を拘束するというのが、法律解釈上の基本的な考え方だと私は思う。あなたの解釈から言うならば、国民を保護する意味において秘密はできるだけ多い方がよろしいという解釈になつてくると私は考えます。国民のまず基本的な人権として、知ること、見ることを、聞くことを、これは憲法に規定されている。憲法どころではない、これは基本的な人権です。この基本的な人権を拘束するために秘密保護の問題が出てきているのであつて、そしてこの秘密保護の場合に「不当な方法で」ということで、一段秘密保護について拡大した適用をしている限りにおいて、これは明らかに国民を保護するのではなくて、国民の権利をじゅうりんするということなのです。そういうことは、あえて議定書の場合においては書いてないけれども、日本の国

内においては自由に作っていいのだというときに、アメリカ側との話し合いのときになつたのだ、こういうお話ですが、そういうことがもし事実だとするならば、そういう話し合いであるにもかかわらず、日本の政府、当時の吉田政府においては、国民の基本的な人権を侵害するより大きな秘密保護の法律を作った。言葉をかえていうならば、国民の基本的な人権を侵害しようというような秘密保護法を作った。これは日本の国民の基本的な人権を侵害して、アメリカにおべんちゃらを使うための法律を作っているのだ。アメリカがそこまで要求しているのに、日本の政府の方が作っているのだということになるじゃありませんか。あなたの答弁から言うならばそうなる。そういう点からいっても、あなた自身の御答弁によつてもむしろ逆の結果が来ているということに解釈せざるを得ないことになつてきます。

○下田政府委員 これは昨年の外務委員会におきまして詳しく論議された点でございます。それを御承知のことと思ひますが、問題は「不当」という言葉を使つて「不法」という字を使わなかつたのはけしからぬという点でございまして。なるほどたとえば防衛庁の職員を酒で酔わせて、酔っぱらつてついでにそれがお法と言ひ得るか。あるいは女じかけでやつた、それが不法と言ひ得るか。そう言ひますと、不法な方法でというのは確かに狭過ぎる、不法でなくとも不当な方法でもやはりこれは処罰しなければいけないというので「不当な」という字にきまつたと私聞いております。そこでしからば、ア

メリカの法律に「不当」という字がないのに、日本の場合に「不当な」という字を入れたのはけしからぬということでありまして、しかし処罰の要件を加重することが困難になるのであります。たとえば防衛庁の機密を知つていて職員が気が違ひまして大声で秘密をしゃべつたとします。その場合に向うの人がつい聞いたとしても、これは不当なことでも何でもないものであります。でありますから不当でなければ罰せられずに済みます。ですから「不当な」という要件を一つ加えたといひますならば、それだけ処罰される危険が減るわけでありまして、私はこれは決して悪いものではないと思ひます。

○岡田委員 それはあなたさかまですよ。こういうことをやつてはいけなという当然あるべき処罰規定というのは——アメリカの国内法と同じ処罰規定はあるのですよ。これについて完全二つが同じものであつたとしても同等だと言ひます。しかしそれ以外のことについて「不当な方法で」ということがつた場合に、国民の基本的な人権が侵害されるのは当りまえではあります。この従来の規定というものを制限する意味で、不当な方法というこの処罰規定の中で、不当な方法だけをいう意味ならこれは別なんです。しかし違ふのですよ。これ以外にプラス・アルファとして「不当な方法で」ということが出てくる。だから国民の人権をより侵害すると言ひ得るのです。そういう意味じゃないですか。

○林(一)政府委員 「不当な方法で」といふいろいろな言われおりまして、アメリカには先ほど申しました秘

密保護法に、ある目的以外に、いろいろの方法をもって探知収集をやった場合に該当するという規定がある。具体的にたたくさん並べておるのです。だから範圍は非常に広いのであります。こちらの方はそれをただ「不当の方法で」というふうに縮めたわけなんです。アメリカの方は具体的にいろいろ——読み上げておけるようなのですが、いろいろたたくさん具体的な条件がある。こういうものと比べると別に広くはないのです。

○植原委員長 その点は御議論になっても——不当なことは、私はむしろ縮めた方に解釈しても可いと思ひます。だからそこは意見の相違だから、幾ら議論しても水かけ論ですから、どうか次の質問をして下さい。

○岡田委員 いやこれは、林さんは文科出の方でこの出の方か知らないが、法律をやっておられますれば、列挙主義と包括主義がどちらが広いかわかると思うのです。列挙主義なら限定するのです。不当というのは包括なんです。だから不当であるというので包括する限りにおいて、列挙主義より広いのは常識なんです。アメリカの内法でいえば、列挙主義で書かれておるのに、日本で書いておるのは「不当」という包括的の規定で、これは広いということとは明らかであるというところは、法律の文書を作られるあなた方としてもぜひ考へていただかなければならぬし、これはあなたの方の解釈が明らかに誤まりだということを断定せざるを得ない、ほかの方に聞いてもらいなさい。

長官の御答弁によると、相当長期の防衛計画は今作りつつある。この相当長期ということは大体何年を意味しているのか、この点を伺いたい。それから相当長期というものを今作っているのならば、短期のものはすでにできているのかどうか。時間がありませんから一ぺんにまとめて私は言いますが、短期のものは作っているのかどうか、それから本年度の計画はすでにできているのかどうか。本年度の計画についてでもできているとするならば、具体的内容を伺いたいと思うのであります。

○杉原国務大臣 長期的と申しますのは六カ年計画、こういうことであります。それから短期的の計画は三カ年、これはまだできていないのであります。それから本年の計画は、今度予算の前提となつております計画及びその増勢に伴う法律案を今御審議願つておるのであります。これが本年の計画になつておる次第でございます。それからさらに一言加へさせていただきますが、本年の予算措置におきまして、国庫債務の負担行為におきまして、ジェット機の組み立て生産につきまして三十二年度における分をお願いいたしまして、これが予算が通つておる、こういうわけでございます。

○植原委員長 議論はしませんけれども、なるべく大ぜいの人のことを考へて質問を願ひたい。あなたに対する議員としての権能を尊重しておるのであるから、その点御了承願ひたいと思ひます。

○岡田委員 了解しました。MSA援助について新聞の伝えるところによると、アメリカは今後兵器供与を打ち切っていく、こういうようなことを世界の多くのMSA関係国に対して通告を出している。これについて日本もその中に入っているというところが新聞に出ておりますが、兵器の供与については、これを打ち切るという通告をアメリカ政府から日本政府は受けているかどうか、そうしてMSA援助の内容が従来の完成兵器からほかの援助の形に変わりつつあるということが伝えられつつあるが、この点についても何らかの情報を御持ちであるかどうか、時間ができるだけ節約いたしまして二問ずつ伺つて参りたいと思ひます。

○杉原国務大臣 お答え申し上げます。兵器の供与を打ち切るという通告は受けておりません。ただ、たゞだこういふことは非公式に政府に連絡がございまして、それは装備品の供与部品につきまして、アメリカ側として、いつまでも従来のままを継続していくことは、できないものがあるだろうというところは、非公式の連絡を受けております。

○岡田委員 そうすると今の御答弁は、部品については今後思うように今まで通りには貸さないことになるかもしれない、こういうことの非公式の通達があった、こういう意味ですか。

○杉原国務大臣 そうです。

○岡田委員 しかし約二週間ばかり前のこの外務委員会において、並木君の質問にたしか林局長が答弁をいたしておりましたが、アメリカの艦船の今後の供与は、今回限りで打ち切ることになつてゐる見込みであるというような答弁をしてゐるのに速記録では見ておりましたが、こういう点からいくと、完成品も供与を打ち切つてくるというやうな考え方になつて来ているのではないか、こういう点を伺つておきたい。

○杉原国務大臣 艦艇につきましては、アメリカ側の今後の供与ということとは期待をあまりできない状況にあると思つております。きつぱりと艦艇はもう一切しない、こういうふうには言つておりませんが、今までの経緯からいたしまして、艦艇の供与については、一つには日本側に造船能力もあるというやうなことから来ておるかと、もう一つはまたアメリカとしても、そういつまでも日本に限らず、何から何まで供与するわけにいかぬというやうな事情もあると思ひますが、大体において艦艇につきましてはこれからあまり期待できない、そういうふうには思ひます。

○岡田委員 それでは問題をどんどん進めますが、秘密保護法が適用になつてから今月で一年になるのですが、今日まで防衛秘密として指定されたものが何点あるのか、秘密保護法の第一、二、三項によると、一、二と二つの点でいろいろな事項が列挙されておりますが、こういう点について何点あるのか、その点をお伺ひしたいと思ひます。

○林(一)政府委員 最近までの点数をあげますと、最近までにMSA協定によつて供与された装備品で秘密保護法の防衛秘密の指定を受けたものは、先日植原委員に申し上げました点以後のを加へまして合計百八十一点になつております。

○岡田委員 この防衛秘密として指定されるものは、アメリカから指定してくるわけなのですが、その秘密事項それ自体が、日本としては秘密として認められない場合には、この指定を拒否できるかどうか、この点についてはどのようになつておりますか。

○林(一)政府委員 この防衛秘密の条件となりますのは、公けになつていないということなのであります。公けになつていないというものは、アメリカにおいてもまたその他の国においても、日本においてももちろんそうでありませんが、全世界いずれの地域においても公けになつていないものであるということが条件になつております。そのやうな意味におきまして、アメリカからかりにこのものは公けになつていないから、秘密保護の措置をとつてくれと、いつてきた場合、わが方としては秘密保護の措置をとるのが妥当であると思ひます。

○岡田委員 妥当でないと考えた場合はどうかと伺つておるのです。

○林(一)政府委員 当然それはとるべきだと思ひます。

○岡田委員 とるべきだと言われると……

○杉原國務大臣 私からお答え申し上げます。いかなるものが日本においての防衛秘密になるかということは、この秘密保護法それ自体で定まるわけでございます。

○岡田委員 それはきわめて抽象的で、その点だけやってもまた時間がかりますからあとでやることにして、もっと具体的な問題を伺います。これは林さんでけっこうです。T33、これはジェット機だと思いましたが、それからF86ジェット機、それからD4駆逐艦、AMS掃海艇、こういうものがすでに日本に貸与または供与になっていると思いが、この事項についてすでに防衛秘密の事項が指定されておりますかどうか、この点を伺いた

○林(一)政府委員 T33についてはまだ防衛秘密の指定はございません。F86についてもまだございません。あと駆逐艦は、先申し上げましたように駆逐艦に関する説明書が二十点ほど指定されております。AMSにつきましては装備品の一部について四点指定されております。

○岡田委員 それではT33、F86については、今後防衛秘密の指定があるように政府側としてお考えになっておりますか、あるいはないことになっておりますか、どういとお見通しでございますか。

○林(一)政府委員 F86につきましてはまだこちらに参っております。それから、どの程度のものがあるかまだ推測できません。多分あると思いますが、現在のところはつきりわかっておりません。T33は御承知のようにジェット練習機でございます、そのような秘

密装備品はございません。

○岡田委員 それでは今度は通産省の方にちょっと伺いたいです。この間の日米共同声明によって、ジェット機と艦艇を予算外債務負担行為の経費を使って国内生産をやることになったはずで、これについてのアメリカ側との交渉もすでに済んだと伝えられておりますが、この点は済んでおりますかどうか。

○宮本説明員 この問題は私からお答えするのが妥当であるかどうか、防衛庁の方からお答え願うのがよろしいと思ひます。

○杉原國務大臣 私からお答え申し上げます。一つはF86とT33ですが、アメリカ側からいわゆるMSA援助に基きましてその部品、治工具、それから技術的援助をもつて日本の国内で生産する、こういうことの話し合いがかなり前からございました。事の起りは昨年の九月ごろからでございますが、それが初めはこれを域外調達にしてというところもございましたけれども、その話がだんだんと移っていきまして、ことしになりました。今申しましたように、向うから部品、治工具等の供与と技術的援助を受けて日本の国内で組み立てるという話し合いが進んで、そしてこの話し合いは合意ができて、さらにこれはもちろん予算の成立を条件にしておりますが、予算も成立いたしましたので、これの実施のための具体的な話をいろいろ進めておるところでございます。

○岡田委員 今の予算外債務負担行為によつて国内生産を行う、この点はきまつたわけですが、そこで作られる品物はどのようなものか、T33、F86、D

D駆逐艦、AMS掃海艇、この四種類は入っております。これは新聞でも見ております。この点はいかがです。

○杉原國務大臣 F86とT33の方は、国庫債務負担行為において五十二億八千万円の内容をなすものでございませう。それからことしの歳出予算で五億というものが入っております。護衛艦は千六百トン型でございますが、これが本年の計画として四隻、中型の掃海艇、これは三百二十トンのものでございませうが三隻、合計七隻分が国庫債務負担行為の中に入っております。これが金額にいたしまして約六十億くらいでございます。

○岡田委員 そこで私伺いたいのです。先ほど林さんの御答弁によると、アメリカから供与される、たとえば護衛艦と駆逐艦と掃海艇と、さうくばらんに言うとも、駆逐艦だろうと思うのだが、護衛艦もけつこうですが、護衛艦には防衛秘密が二十点ある、それから掃海艇には防衛秘密が四点ある、こういう点が明らかになっているわけですが、これと同じ種類の護衛艦と掃海艇はそれぞれ防衛秘密があるということ、が明確になっている。ところがこの同じ防衛秘密を持っているものを、日本の国内で生産することになる。そこであなたに伺いたいの、国内で生産する場合においても、防衛秘密という点がある、たとえば護衛艦を作る場合二十点あるのだから、その生産の内容は秘密になってくるのではないか。そうすると日本国内の民間生産工場は、秘密のヴェールの中に隠されるのではな

○林(一)政府委員 アメリカのものと同じような護衛艦が今後作られるから、たくさん防衛秘密が出てくるのではないかと御質問だと思ひますが、アメリカから供与を受けましたこれらの掃海艇にしろ駆逐艦にしろ、日本で作成したものとでは違ふのであります。この指定された装備品の部分につきましては、違ふのであります。その点は一つ御了解をいただきたいと思ひます。

○岡田委員 その違ふという点を私は伺いたかつた。違ふということは、秘密の部分だけはやはりアメリカが握っている、秘密でない古いところで、だれでも作れるようなところは日本で作られる、秘密の部分だけは日本で作る場合には与えられておらないのだ、そういう意味で違ふというように解釈してもよろしいかどうかということをお伺いする。

○久保政府委員 ただいまの質問にお答えいたします。当面の段階においては、ただいまの艦艇の場合は、艦艇の構造等は日本独自でやりました、これは必ずしも秘密の部分を用いてわけはありませぬ。ただ一部、たとえば掃海艇とか、先ほど防衛局長からお話のありましたような秘密部分に該当してあるものは、とりあえずはもう場合が多い、こういうことであります。ですから将来にわたつて、実際秘密区分に属するものを日本に作らせないといふような意向を格別持っているわけはありませぬ。こちらもだんだんと作りますものから作っていく。これは予算の都合と技術の程度、こういうものを合していくわけでありまして、ただいまお話のようなことは格別ございませぬ。F86の場合は、機体はあま

り秘密区分はないように思ひます。たとえば射撃装置とか、そういうものに秘密区分があるということ、これもやはり漸を追うて秘密区分のものにまで国産化ということが将来においては行われる、かように存じております。

○岡田委員 そうすると今の御答弁は、現在作る船は、秘密部分については作らない。しかしながら今後においては、秘密部分についても作るようになってくるであろうという御答弁と解釈してよろしいでしょうか。

○久保政府委員 船の場合を申し上げますと、もっぱら装備品――掃海艇でありますとか、それに載せておきます兵器の一部がこれに該当するというところで、船そのものに該当するともそういう問題はなかつて存じております。

○岡田委員 そういう秘密になっている装備品を作るような場合が出てくるのではないかと、これを私は伺つたので、そういうものを作るであろうという御答弁があったと私記憶しておるのですが、その点はいかがですか。

○久保政府委員 それは漸を追うて将来起つてくると存じております。

○岡田委員 その場合に、国内の生産でそういういわゆるマル秘事項に関するものを作るという場合に、国内の生産体制が秘密というヴェールによつておおわれていく、すなわちアメリカが指定した秘密によつて、日本国内の生産体制の一部分を押えるという結果になるのではないかと、この点を伺いた

○久保政府委員 それは秘密保護法の中にも、たとえば製作を委託するといったような場合も予想しております。

第一類第四号 外務委員会議録第二十九号 昭和三十年七月十三日

て、単に政府機関のみならず、たとえばその場合のメーカーの従事員も適用を受けるような規定に当然これはなっておりまして、もしそういうふうな秘密区分に該当するものを国内で生産するとなれば、もちろんその法律の適用を最小限度必要な範囲で受けるということとは、当然起つてくると思ひます。

○岡田委員 あなたの説明によると、今後アメリカの指定された防衛秘密に關するものを日本の国内生産として作る場合がでてくる。そういう場合は、秘密保護法の防衛秘密として指定される条項の中に、国内生産に対する秘密という指定はないはずであるが、こういう点については国内の生産体制それ自体に、秘密を保持するために、秘密のヴェールを設けなければならなくなつてくるが、この点との関係はどうなつておるか。

○久保政府委員 秘密のヴェールというお言葉ですが、今の秘密区分に属するものを製作する場合に、当然それに関するスペックあるいは情報防衛庁から出すわけです。それを業務によつて取得したとか、そういうことによつて秘密保護法の適用を受けるわけです。もちろん最小限度に受けるわけですが、その限りにおいて秘密を守らなければならぬということになります。が、全面的にその工場が秘密のヴェールという言葉に當るかどうかというところは問題ではないかと思ひます。

○岡田委員 だんだん明らかになつてきたのですが、アメリカが好みにきめるところの秘密のものを日本で作らせる場合に、その工場はそれを作ることを秘密にさせられる、こういうことが出てくるわけですね。従つてアメリカの秘密というひもによつて、日本の国内の幾つかの工場がアメリカに直接に縛られる関係が明らかになつていくことになるのではないかと。そうなるにつれて、今度の秘密保護法の改正は、表面においては単に一部分の改正であるけれども、そういう内容を通じて無制限に国内の生産体制に秘密というものが降りかかつていくことになるであらう。そうすると先ほど問題になつてきた、いわゆる国民の基本的人權の問題に關連するのですが、この国民の基本的人權としていろいろ聞く権利、知る権利があるが、この秘密に違反した場合は、日本の国内にできていたくさんの工場が秘密になつてくる、これを知つた場合には、国民は全部罰則を受けなければならぬ。こういうことになつてくるのではないかと。この点をどういふようになつて参りますか。

○久保政府委員 繰り返して申し上げるようでございますが、秘密区分に属するものを国内で生産するための情報あるいはスペックを流すということは当然あり得ます。工場の担当者はそれを受けて、その秘密を守る義務をこの秘密保護法によつて負うということとは、この法律の精神あるいはMSAの武器の供与を受けるという精神から出ておるわけでありまして、ただいまおっしゃつたように、確かにそういう秘密を守る義務を負うということになります。ただ先ほどおっしゃつたような、工場全体が秘密のヴェールにおおわれるというようになつてくるかどうか、これは具体的な實際の問題ではないかと思ひます。

○岡田委員 これは防衛庁長官に伺いたいのですが、新聞の伝えるところによると、ミューチュアル・ウェポン・デヴィelopメント・プログラムというのですか、MWDP、これがすでに御承知のようにNATOの關係の諸国には適用になつておりますが、日本に對してもこれを適用したい、これに對しての話し合いをしたいということ、アメリカから申し入れてきておるというのを新聞では伝えておりますが、これについては政府の一部では當惑している、こういうふうな話も聞いております。これについてどういふ態度をおきめになつておるか、そしてすでに交渉にお入りになつておるか、こういう点についても伺ひをいたしたいと思ひます。

○杉原國務大臣 お答え申し上げます。その点につきましては、これもまだきめて非公式な話でございますが、こういう趣旨のことを言つてきております。それは新しい考案の兵器等の研究、その中でも特に核兵器、原子兵器等はもちろんのことだということとははつきりしておりますが、新しい考案の兵器で何か日本側で特に研究に値するようなものがあるならば、アメリカ側としても、これに對して資金的援助をする可能性について検討する用意がある、こういう意味のことを言つてきております。そこで現在、これに對しましてアメリカ側の援助というものが、どういふふうな内容、条件のものであるかということ、また果して日本側で今そういう新しい考案のものが特にあり得るかどうかというよう

な点を、今内部的に研究しておる段階でございます。

○岡田委員 今申し上げたMWDPは、やはりMSA法の百五条に基いたものとして、MSA法に關連のあるものと私たちは解釈しておりますが、その点は間違ひないかどうか、それが第一点。

それから第二点は、この研究の結果作られた生産品、兵器ですね。これの製造権は、日本が考案権を持ち、考案する能力を持ちながらも、製造の権利というものはアメリカが独占することになつておる、こういうふうにおられるは聞いておるのだが、その点はどうか。すなわち日本が頭腦的な協力をしても、作られた品物は日本のものではなかつて、アメリカの権利として握られることになつておる。この援助を受ける限りこういうことになつておるはずであるが、この点はどうか。

第三点は、こういうMWDPについて、今後交渉をされるつもりであるかどうか。先ほどは内容の御説明があつたのでありますが、これについて交渉されるつもりであるかどうか、これが第三点。

それからこれを受け入れた場合において、當然技術の問題ですから、防衛秘密が關連して出てくると私は解釈させていただきますが、この点についてはどうであるか、この四つの点について伺つておきたいと思ひます。

○杉原國務大臣 これは今申し上げましたように、果して日本側でこれの對象になるような研究のものがあつたか、まず先決問題でございます。そうしてこれは今技術研究所あたりで考えてもらつておるわけでございます

けれども、まだ結論を得ておりません。しかし新しい考案のもので果してそういうものがあるかどうかというところについては、そうたくさんあるとは予想できません。それからさらに、これを受けるかどうかという点は、実はもう少しよく検討してみせんと結論を得ないわけでございます。それからその援助の内容と条件等を検討しておるといふのは、ただいま御質問のよう

な点などがございまして、そういう点今研究しておるところでございます。まだこれをどうするか、ああするとかいふところまでの方針をきめるまでの段階に至つていない次第でございます。

○岡田委員 この問題についてはこれで終ります。たゞ先ほど申し上げたように、日本の頭腦を動員して、そういう創意をもつて作る品物、兵器に對して今の取りきめをやつてアメリカが援助した場合には、当然アメリカに製造権が移されることになつておるのでありますが、そういうふうにアメリカに製造権が移されたと、なおかつこの協定を受け入れた方がよいとお考へになりますかどうか。

それから先ほどの答弁漏れですが、こういうふうな技術的研究について援助を受けるとするならば、当然これについては防衛秘密の指定があるであらうと私は考へるのだが、この点はどうですか。ということとは、技術研究に對しても防衛秘密が指定されることになると、今後研究自体についても、秘密のヴェールが張りめぐらされることになるので、日本の国内の學術關係、それからさつき申し上げた国内生産体制全体にわたつて、アメリカの自由によ

るところの秘密のヴェールがつつけられることになるのではないか、そういう観点から実はお伺いしておるわけですね。

○杉原国務大臣 お答え申し上げます。第一の点につきましては、それを日本側の考案において、また向うとの協力においてやると仮定いたしましたので、それが完全に向うだけの独占的な一つの権限になる、そういうふうには取り扱おうべきものではないと思っております。

それから防衛秘密指定云々については、これはそのものによりけりでありまして、一がい今申し上げることのできない性質のものだと思っております。

○岡田委員 私はこの程度にしておきます。

○植原委員長 高津正道君。

○高津委員 第一点は、秘密保護法の一部を改正する法律案が提出されたのは六月三日でありまして、今や七月十三日で四十日間を経過しております。

最初の国務大臣の提案理由の説明の中に、昨年、わが国は、アメリカ合衆国との間に、日本国に対する合衆国の艦艇の貨物に関する協定を締結し、すでに艦艇の受領を開始いたしておるのがあります、という言葉があります。が、艦艇の受領の進捗状態はその後どうなっておりますか。

○久保政府委員 艦艇の受領状況は、貨物協定による古いものは別といたしまして、昨年度からのものを申し上げますと、千七百トン程度の大型駆逐艦DD二隻、これは現在内地で就役いたしております。それから小型護衛艦D

E二隻、これはすでに向う側で入手いたしました。目下訓練回航の途中にあります。それからAMS掃海艇十隻で

ありますが、このうち八隻をすでに受領いたしました。二隻が未受領の格好になっております。二十九年度分としては現況はかようなことでござい

ます。

○高津委員 その艦艇は修理を加えられて使用されておるものでしょうか。

○久保政府委員 もちろんさようでございます。

○高津委員 この秘密保護法一部改正案は今回新たに適用される秘密の範囲を拡大するものでありますが、これは日本が独自で廃棄しようとした、または換骨奪胎的に改正しようとする、アメリカから文句を言われる、抗議を受ける筋合いのものであります。

アメリカは日本を引きずる綱を何本も持っておりますが、その綱の一本を本法律案によって一層強いものにしたわけでありまして、このような国政の進め方は、世界の大勢に背馳すると思っております。私たちの持論から申せば、二十世紀の現段階では、婦人の解放、農民解放、軽蔑され、差別されている少数民族の解放、そして植民地の解放、ないし隷属あるいは半隷属の解放、一口に言

えば人類解放の段階であると思っております。しかるにこの法案はそれら的大なる歴史の方向に相反するものであり、民主党との内閣とは、こういうように日本の自由を一寸でも一尺でも、一歩ずついよいよ束縛する方向に国政を進めておると思うが、これに対する防衛長官の見解を承わりたいと思

います。

○杉原国務大臣 これは昨年の艦艇の貨物に関する協定に基づく措置でございまして、しかもこれがきわめて限定された事項についての、装備品の性能と

か使用、それから情報等、そういう技術的のことでございまして、これは防衛上秘密にする必要があるというものに限っております。ございまして、そういう点からいたしまして、そのことからして今日これを設けた次第でござ

います。

○高津委員 杉原長官はこれは日本の国防上必要なことであり、技術的なことであつて、小さいことであるように申されるけれども、アメリカが日本の国政に干渉する一本の綱の向うを握っておりますが、それが一層強まったということになれば、日本の自由といふものはそれだけ幅が狭くなつたのだと思つて、これは何でもない。技術的な問題だというのは、あなたも愛国心をお持ちであらうが、そういう考え方は全くわれわれには驚くべき言葉に響くのであります。ほんの技術的な、ささいな問題だと相まらずお考えでありましょうか。

○杉原国務大臣 秘密事項の対象そのものが技術的な事項だと申しておるのではありません。その秘密保護について、人権等との関係から、きわめて慎重にやつていかなければならないということは、先ほどからも申し添えておりますし、またそういうふうによつていくつもりでございまして、その人権等との関係については非常に大事なものだと思つてお

ります。

○高津委員 林防衛局長は海外のいろいろな国々の情勢あるいは軍事的な情勢を雑誌や新聞や単行本などによつてつかまうとしておる、こういう答弁をされると、杉原長官はそれではまだ物足りない、この林局長の言うことの上

に、さらに海外に防衛庁の役人を派遣

したいと考えておる、こういうように申されたのであります。いよいよ自国の防衛のためには海外にまでアタッシュを、あるいはその他の人間を送り出すというところまで民主黨は考えておられる。他の点では民主黨のやり方に好きなところがあるが、あなたの担当されておるこの部分はひどくわれわれの方向と違つておる。しかしあなたはその外国の軍事情勢、軍事秘密などをなるべく知るよう海外に人を派遣する考えを、われわれが反対しても実現しようとして強く考えておられるのであるか、この点をはっきりお伺いしたいと思

います。

○杉原国務大臣 日本の安全を保つ上からいたしまして、防衛庁としても外国の事情をできるだけ詳しく知る必要があることは当然だと思つて、予算等の関係で許されるならば、私は海外の事情を知るためにやることはやりたい、こう考えておる次第であります。

○高津委員 あなたのお考えは、なかなか私の質問ではお曲げになるはずもない様子に見受けるのであります。が、外務当局とそういうふうな話し合いでもなさつておるのであるかどうか。

○杉原国務大臣 実はすでにワシントンには一人だけ行つております。でき

ますならば来年度においては、他のところにも若干やりたいと私は考えております。

○高津委員 不正という言葉を使つたこと、不当という言葉を使ったこと、範囲がばく然とばやけて広がつたのである。だからアメリカの内法よりも、この法律の方がはるかに広がつたのである、こういう岡田委員

のはっきりした、何というか社会通念というか、法律常識というか、その考えをあなたは認めてあるかどうか、杉原長官の口から承わりたい。

○杉原国務大臣 これは不当というものの解釈の問題になつてくると思つて、さらに列挙的に書いてあることとの関連において言わないと、一般的に言うことはできないと思つて、それはごく一般論的には岡田さんの言われることはそうだと思います。ただ本件の場合、それが直ちにアメリカの立法よりもこの方が広いのだと思つてお

ります。またこれは法律の建前からい

たしまして、またこれは法律の建前からい

たしまして、またこれは法律の建前からい

たしまして、またこれは法律の建前からい

たしまして、またこれは法律の建前からい

たしまして、またこれは法律の建前からい

田が広いということ、これは断定はなかなかしにくい、私はそう思います。

○高津委員 罪刑法定主義であって、一々書いてあるのは、その書いてない部分が含まれないという意味で、書いてあることが多ければ多いだけ、それが明確なものです。それで多く書いてあればあるだけ非難にはつきりして、それ以外には含まないという意味になるわけですね。そのゆえに不法性、法律違反がやつつけられる。不法という文字できちさち限定しない場合は、それは非常には拡大解釈のおそれのあるもので、不法プラス・アルファ・イコール不当なんです。それだから範圍が広がっているのです、日本の方がもっと厳密な規定を受けることになっていると思うが、どうか。この質問は、その通りでございまして、そのような答弁をわれわれは期待するものであります。いま一度あなたの意見をお聞きしたい。

○植原委員 高津君、ほぼ時間ですから、御注意します。

○杉原國務大臣 先ほど私の見解は答へ申し上げた通りでございまして、御了承願いたいと思ひます。

○高津委員 今の形にしてあらためて問うのでありますから、プラス・アルファの加わったものが不当でしよう。それならば拡大になっているぞ、それを認められるかどうか。

○杉原國務大臣 我先ほど答へ申し上げた通りでございまして、御了承願いたいと思ひます。

○植原委員 高津君、もう時間ですから、御注意します。

○高津委員 私は同僚議員の質問を雑音の中に熱心に聞いておったのであつ

て、前のあなたの答弁でわからぬから、むだを省いて簡潔な言葉で私は質問しているのです。それでこのくらいは認めてはどうですか。認めると、下田条約局長の答弁と食い違ふ、ただそれだけのことでございませう。

○植原委員 高津君、時間です。これにて本案に関する……(答弁答へ)と呼び、その他発言する者あり)今の高津君の質問にお答えが、あります。――従前の通りといつて、お答えはありませう。

これにて本案に関する質疑は終了しました。

先刻の戸叶君の質疑に対して政府からお答えが、あります。

○林(一)政府委員 先ほど戸叶先生から御質問がありました点は、秘密法において秘密保護法の防衛秘密の内容が、要求によつて説明できるかというお話だつたと思ひますが、これは私もはこつたふうに考えております。国会の正当な審議権の発動である限り、できるだけ説明を申し上げるのは当然であると思ひますが、ただ観念的に申しますと、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律等の場合において、国に重大な利害があるといふような問題については、特にこれを拒む道が設けられてゐるわけである。これと同様の趣旨で説明できないようなことも理論上はあり得るかと思ひますが、普通国会の審議の都合から申しまして、そういうことは通常想像されないのであると考へます。

○戸叶委員 今の点、長官の意見を伺いたいと思ひますが……

○杉原國務大臣 ただいま政府委員からお答え申し上げた通りでございませう。

○戸叶委員 そうであるとする、これは大へんな問題だと思ひます。今の御答弁を聞いておきますと、どなたか二、三人が継ぎはぎだからだか、お言葉をお作りになつたんだらうと思ひます。ですから、特に今のお答えを聞いておきますと、これは明らかに憲法五十七條の違反といふことになる、こういうことを一体どういふふうにお考えになるか、もう一度はつきり長官にお伺ひしたいと思ひますが、確かに五十七條の違反といふことは認められないでしようか。

○杉原國務大臣 違反とは、この何で考へておりませう。

○戸叶委員 その理由を伺いたい。

○杉原國務大臣 ただいま政府委員が読み上げましたが、そこに申し上げてゐる通りの理由でございませう。

○岡田委員 これは杉原さんにとどめて伺ひますが、先に答弁をされた林さんにも伺ひます。それじゃ国会において証

言を必要とする場合、証人を出頭せしめて証言をさせる場合には宣誓をやる、それによつてみづから証言をやることになるわけですが、その証人が証言をする場合――その前にまず、それは国会法の何条にありますか、それを伺ひませう。

○林(一)政府委員 ただいま私が説明申し上げましたのは、法制局の意見でございませう。法制局としてもあつたふうに解釈されておるものであります。私も同様解釈しておるもので、さういふ……

○植原委員 質疑は終わりました。(発言する者あり)この機会には質問を許しません。

「委員長横暴だ」と呼び、その他発言する者あり」

○植原委員 横暴であつても質疑は終わりました。法制局長の返答として出た以上は、他の機会にあなた方がその議論をするならば、どこで御議論なさつてもけっこうですが、本問題についての質疑は終わりました。

○植原委員 議事進行。戸叶委員の質問はまだ一つ残つてゐるのです。

○植原委員 いや、その質問はもう終つたはずで、戸叶君の質問から起つた問題ですから、政府に対する戸叶君の質問はけりをつけなければならせんが、これに関連した質問をなさることは許しません。戸叶里子君。

○戸叶委員 今の御答弁も私は満足いたしません。これはあと回しにしろとおっしゃつたのですけれども、実は秘密保護法に関連した問題だものだから私が追及したわけです。委員長は先ほど打ち切つてしまひましたけれども、これは重大な問題ですから、もつ

とはつきりした答弁を早く出していただきたいと思ひますが、もう一点伺つておきます。一年前にはこの親法案に反対しておきながら、その親法案の基礎の精神でわずかの修正をした、すなわち無償貸与に伴つてこの一部修正の協定がなされたわけですが、それを適用しようとするのに対して、その親法案に反対しておきながら、これを賛成と見なしてこの法案に賛成してらうと出された。このわずか一年の間の心境の変化といひますか、それに対する具体的な根拠といひますか、さつき伺つたわけなんです、何の御答弁もございませう。幸ひにしてここに園田政務次官がお見えになつておりますから、園田さんに伺ひましたら御答弁願ひたいと思ひます。

○園田政府委員 前後の質問がわかつておりませんから答弁いたしません。

○戸叶委員 それでは質問を繰り返しましう。今私は大へん言葉を省略いたしましたからもう一度申し上げま

す。実は昨年秘密保護法が国会を通過したわけでありまして、それもぎりぎりを通つたのです。その当時の委員会において十二対十二で通りました。それは当時の改進黨が反対をされながら、その反対の理由は、これはアメリカの秘密を守るものであつて、日本に何ら自主性がないといふことでありました。(それは違ふ)と呼ぶ者あり)それは速記をごらんになればわかるのですけれども、そういう理由で反対されたのです。それがわずかの間に賛成になつた理論的な具体的根拠を突は承つたわけなんです、それに対する御答弁をいただきたいと思ひます。

と、前のあなたの答弁でわからぬから、むだを省いて簡潔な言葉で私は質問しているのです。それでこのくらいは認めてはどうですか。認めると、下田条約局長の答弁と食い違ふ、ただそれだけのことでございませう。

これにて本案に関する質疑は終了しました。

先刻の戸叶君の質疑に対して政府からお答えが、あります。

○林(一)政府委員 先ほど戸叶先生から御質問がありました点は、秘密法において秘密保護法の防衛秘密の内容が、要求によつて説明できるかというお話だつたと思ひますが、これは私もはこつたふうに考えております。国会の正当な審議権の発動である限り、できるだけ説明を申し上げるのは当然であると思ひますが、ただ観念的に申しますと、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律等の場合において、国に重大な利害があるといふような問題については、特にこれを拒む道が設けられてゐるわけである。これと同様の趣旨で説明できないようなことも理論上はあり得るかと思ひますが、普通国会の審議の都合から申しまして、そういうことは通常想像されないのであると考へます。

○戸叶委員 今の点、長官の意見を伺いたいと思ひますが……

○杉原國務大臣 ただいま政府委員からお答え申し上げた通りでございませう。

○戸叶委員 そうであるとする、これは大へんな問題だと思ひます。今の御答弁を聞いておきますと、どなたか二、三人が継ぎはぎだからだか、お言葉をお作りになつたんだらうと思ひます。ですから、特に今のお答えを聞いておきますと、これは明らかに憲法五十七條の違反といふことになる、こういうことを一体どういふふうにお考えになるか、もう一度はつきり長官にお伺ひしたいと思ひますが、確かに五十七條の違反といふことは認められないでしようか。

○杉原國務大臣 違反とは、この何で考へておりませう。

○戸叶委員 その理由を伺いたい。

○杉原國務大臣 ただいま政府委員が読み上げましたが、そこに申し上げてゐる通りの理由でございませう。

○岡田委員 これは杉原さんにとどめて伺ひますが、先に答弁をされた林さんにも伺ひます。それじゃ国会において証

○園田政府委員 あとで詳細に速記録を調査してからお答えいたします。

○戸叶委員 あとで調査するとおっしゃいますけれども、それでは秘密保護法はきょうは討論なさらないのですか。

○植原委員長 討論はいたします。

○戸叶委員 するのならはっきりさせていたいただきたい。園田政務次官はあとから調べて答弁をしようとしたのです。今討論をしようとするときなんですか、あとから調べるのです。たら私も調べるまで待つておきたいと思ひます。御答弁だけはいただきたいと思ひます。やはりこのまま答弁を保留して、この法案の採決をするというのには非常にと不当に思ひます。あとから速記をごらんになつても案の質疑にそのまゝ答えないでそうして採決したなんということでは、あとから見てずいぶんおかしいものと思ひます。

○植原委員長 園田政務次官、お答えしたでしよう。

○臨時休庭「進行々々」と呼び、その他発言する者あり

○植原委員長 戸叶さんに申し上げます。答弁しないときにはこれを強制するわけには参りません。園田君はあなたの質問に対して答弁なさらないのですから、これをどうするわけにもいきません。委員長は強制するわけにはいきません。

○委員長は答弁を要求してないじゃないか」と呼び、その他発言する者あり

○植原委員長 要求するといつてしないものを参るわけには参りません。

「発言する者、離席する者あり」

○園田政府委員 お答え申し上げます。御指摘の通り、かつて改進黨員の時分には、法律案に反対をいたしました。その後改進黨が解消して、民主黨員になつた今日、党から提案されたこの法律案に賛成をいたしております。

○戸叶委員 今の御答弁に対しては、いろいろ言つていきますと、切りがございせんから、不満ではございませうけれども、一応了承いたしました。私の質問を終わります。

○植原委員長 これより討論に入ります。討論通告がありますので、順次これを許します。榎根七郎君。

○榎根委員 私は日本社会党を代表いたします。ただいま議題となつておりますMSA協定に伴う秘密保護法の一部を改正する法律案に対して、強く反対の意思を表明せざるを得ません。理由につきましては、昨年本法案が本委員会において提案をされ、採決された場合に、われわれは十分討論をいたしてあります。従つて、私はこれを繰り返すことを差し控へまして、簡単に要点だけあげましてその理由をいたします。

第一点は、そのものと協定でありましてMSA協定並びに船舶協定、今度の艦艇協定等は、平和を維持し、無防備無戦闘を主張いたしております憲法に明らかに違反することは明瞭でございます。その点について、われわれは反対の趣旨を明らかにいたしておきたいと思ひます。

第二の点は、日本の憲法をじゅうりんといたしまして、アメリカの権力に屈服いたしました。強制義務をもつて強行しつづあります再軍備計画そのもの

ももとよりでございますが、さらに、この計画そのものがこういふ幾つかのひもがつけられて、アメリカに対する従属性をますます強化するものである。この法案は昨年の採決の場合におきまして、前改進黨のいささか良心を持たれた外務委員の諸君は、これに反対をいたされた。その理由としてあげておられるところは、これはアメリカの秘密を守るために、日本国民のみが義務を負うものであるという理由であつたのです。これはかすかなる良識でございましょう。当時の改進黨の再軍備論者の議員にしても、なおかつこの趣旨を明らかにされて反対をされた。今日の情勢においても、この法律の内容において何ら変化を来たしておらぬのみならず、さらに秘密の取締りの対象を拡大いたしまして、その不合理性を強化し、拡大するものにほかなりません。私どもは、この従属性の強化をいられるものであるということ、反対の第二の理由といたします。

第三は、本法案の内容そのものについてですが、これはかつてわが国におきましては、軍事政策に即応して、取締り法として出て参りました治安維持法。これがいかなるものを人民に要求したか。これは歴史の事実の示すところでございます。しかもこの法律の内容におきましては、昨年の委員会においても論議されましたように、アメリカ国におきましては秘密取締りの法律より、さらに拡大されて、特に問題になりましたのは、不当な方法による資料の聴取でございますが、これらのことは、拡大解釈される危険があります。そのことをわれわれはすでにおそ

れた。こういう法律案を作るときには、人権を尊重します。人権をいたすに侵害するようなことはしないといふことも言ひ、いろいろいたしましたが、これが一人歩きをいたしますと、その当時の意思とは全然別個な意思を持ちまして、自分自身で動き出すのです。このことは、われわれ今まで経験を持つところでございます。何らわれわれの杞憂ではございません。ですから、そのことをわれわれは昨年心配しておりましたが、もうすでにこの法律案の改正という形で、さらに秘密の取締り対象が拡大される。こういうことで、一体どこまで行くかわからない。のみならず、本法案審議に当りまして、杉原長官にわれわれが質問いたしました、きょうは日本独自の秘密保護法を作るとは言明されませんでした。その前提として、すでに共産国に対してはもとより、自由主義同盟国に対しても、軍を持ちます以上は、各国それぞれ最高の機密を持たなければならぬ。その相手国の機密を探り自国の機密を守るためには、何らかの措置が必要である、そういう論理を導き出すようなお考えが、すでに今日の討議においても明瞭でございます。従つて私たちは、こういうような誤まつた政策によつて、人権が不当にじゅうりんされることに強く反対せざるを得ません。そういう意味で、私たちはこれをもつて第三の理由といたします。

そのほかこまかい点がありますが、昨年の討論の際にこの法案の内容の個々の問題についての反対の理由をあげております。今度の法律案は、同様の

内容を持つたものでございますから、個々の条文についての反対理由については、当時の討論に譲りまして、以上をもつて私は本法案に強く反対するものでございます。(拍手)

○植原委員長 須磨彌吉郎君。

○須磨委員 私は日本民主党を代表いたします。本改正案について賛成の意を表明いたします。昨年の日米相互防衛協定が締結されたことに伴ひまして、わが国においては、この秘密保護法ができたのでございまして、引き続き米国から艦艇貸与に関する協定が結ばれたのでございまして、その艦艇が今やわが国において受領をいたしておることになつたのでありますから、当然その艦艇に関する機密の保護について規定をする必要が起つたのであります。その理由からして、本改正案の理由は十分であるものと認めまして、われわれはこれに賛成の意を表明するものでございまして。(拍手)

○植原委員長 戸叶里子君。

○戸叶委員 私は日本社会党を代表いたします。ただいま上程されております法案に反対の意を表するものでございまして。昨年MSA受け入れによつて秘密保護法が国会に提出されました。その秘密保護法のときにいろいろ議論せられたところであり、私どもとしてもその保護法に対する反対理由を十分に述べておりますので、本日はごく簡単にその反対理由を申し述べたいと存じます。

この秘密保護法は、憲法によつて保障された国民の権利とかあるいは言論の自由が奪われることが、私どもは非常に心配になる点でございまして。さらに今日は、あの秘密保護法に対して艦

艇にまで追加せられたのでございまして、今後においても、ますますこういう現象が起きてくるのではないかと、このことを、まことにそれるものでございまして。さらにまた先ほど私は、昨年の委員会あるいは本会議において、改進黨が反対をされたが、一年の間、こうして何ら理論的、具体的根拠もなく賛成された理由を伺いました、それが、それに対しての明快なる答弁をいただけたばかりか、なお痛い点をつかれましたか、委員の中から

は政府の答弁をさへ阻止するよう、まことに非民主的なやり方に出たという点に、私はまことに不快の念を持つものでございまして。今回何ら一条の改正もなくして、前の親法案をそのまま認められたという点、私が、私はまことに了解に苦しむものでございまして。この秘密保護法が通過することによりまして、まず心配することは、拡大解釈することによって、多くの人が必要以上に圧迫されるという点が最もおそれるものであり、先ほど私が指摘いたしました、憲法違反のおそれがある法案でございまして。詳しくは、この憲法違反であり、言論を弾圧し、そうして秘密を守らなければいけないという言葉がだんだん伝わって、戦々きょうきょうとして、たとえアメリカからもつた武器などに對してしゃべっていいことまで秘密ではないか、あるいはこういふことを言うに引っぱればはしないか、絶えずそうした危惧の念に襲われるというやうな点がございまして。こうした面から見ましても私は反対せざるを得ません。

秘密保護法の親法に對しましては、先ほど申しましたように過ぐる国会において詳しく反対しておりますので、以上をもちまして反対の理由とする次第でございまして。(拍手)

○植原委員長 北澤直吉君。

○北澤委員 私は自由党を代表して、ただいま議題となつております日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の一部を改正する法律案につきまして、賛成の意を表明せんとするものであります。

今日、日本として最も大事なことは、政治、経済その他あらゆる面におきまして、日本の独立体制を完成すること、日本の安全保障を確保すること、日本の現状におきましては、日本の安全保障を確保するためには、日米安保条約、日米相互防衛援助協定等を根幹として、日米が協同して日本の防衛に當るといふ以外には道がないと思ふのであります。そういうわけで従来日本として日米協力によって日本の防衛を全うする、日本の安全保障を確保するといふ方針をとつて参つたのであります。その方針に従ひまして、昨年合衆国の艦艇の貸与を受けました、その協定によりまして、日本は貸与されます艦艇についての秘密保護の措置を講ずることが規定されておりますので、この協定の趣旨に従つて、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の一部を改正しますことは、当然必要であるのであります。そういう意味で私どもは日米協同して日本の防衛に當るといふ大きな方針から考えまして、これは当然必要であるといふ

見地から、ただいま議題になつております法案に賛成をするわけでありますが、昨年この親法案であります秘密保護法が制定される場合におきまして、改進黨がこれに反対したものであります。その改進黨が民主黨に成長して私どもの主張に同調されましたことは欣快にたえません。

○植原委員長 岡田春夫君。

○岡田委員 私は労働党を代表いたしましてこの法案に反対をいたします。その理由は簡単に申し上げますが、四

点であります。まず第一に政府の答弁に對してわれわれは納得ができません。先ほどから防衛計画の内容についても、終始一貫杉原長官は満足な答弁をしないで、この国会の議會答弁だけでごまかそうとしておる、そして具體的内容はついに発表しなかつたのであります。

第一の点は、先ほどの憲法問題であります。この点について質問しようとしたところが、委員長はきょうは暑いせいから知らぬけれども、急に民主的な態度を捨ててしまつて質問させなかつたけれども、これは明らかに法制局の解釈は誤まつておる。あるいは国会法においては、証言を拒否するといふことは証人の立場を保護するといふ意味において証言の拒否の自由が与えられておる。行政機関としての国会に對しての答弁の義務とこれは本質的に違ふのであります。こういう点をい

うとしたつて、だまされはしない。われわれは軍事機密の内容について国会においてこれを報告をしなくともよい、こういうことが許されるとするならば、これは十年前の軍部が中心になつた日本の国会と同じように、軍國主義の国会といふものが具體的に現われつつあるといふことをわれわれは見ざるを得ない。軍部をだんだん育てつつあるような態度と見ざるを得ない、こういう点に對してもわれわれは断じて賛成はできないのであります。この点が反対の理由の第一であります。

第二の点は、この法案に現れておる性格といふのは奴隸根性なる出で、ある、奴隸根性なる出でといふ点について説明を要しない。それは先ほど下田条約局長並びに林防衛局長が言つておる通りに、アメリカとMSA協定の話し合ひをしたときに、秘密保護法の内容については、アメリカと同等のものでけつこうであるといふことを言つてゐるにもかかわらず、日本で秘密保護法を作る場合に、アメリカの指定する秘密を日本で守るといふこの秘密保護法を作る場合において、もっと過酷な条件を日本の國民に押しつけようとしておる、こういう点において明らかにアメリカにおべんぢやを言つて奴隸根性をまゐる出しにしておる、こ

ういふ法律案にはわれわれは賛成できない。

第三は、今度の改正といふのは、これは櫻井君の言われたように、今後だんだん改正するための第一歩の措置である。これは政府が考へてゐる秘密保護法を拡大するための突破口であるといふ意味においても賛成できない。

第四の点は、これは先ほどの防衛庁の答弁によつても明らかのように、單

にこれはいわゆる軍關係だけの秘密ではない。さききの答弁を聞いておつても、国内生産の面においても秘密のヴェールをかぶせるやうな形になつておる。これは先ほどある政府委員が答弁しておつた点を聞いても、日本の国内において防衛秘密の事項に関する裝備を生産する場合において、その工場内において秘密の事項がでてくるといふことを認めざるを得なくなつてきておる。こういう点から見て、アメリカの秘密が日本の国内の生産の面においてもだんだんとヴェールをかぶせて、これを通じて日本の国内全体に對するアメリカのひもつきの秘密を作つていく、これは單に防衛の問題だけではない。日本の産業全体に對するこういう秘密のひもをつけるという形においても、われわれは絶対に賛成できない。

こういう点からいって、私は絶対にこの防衛秘密保護法の一部改正には反対をいたします。

○植原委員長 これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成立立)

○植原委員長 起立多数。よつて本案は可決いたしました。

なお本案に關する報告書の作成については、委員長に御一任を願ひたいと存じますが、御異議ございませうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○植原委員長 御異議がなければさうに取り計ります。

次回は公報をもつてお知らせいたします。

ます。本日はこれには散会いたします。

午後五時三十分散会

〔参照〕

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密
保護法の一部を改正する法律案（内
閣提出）に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和三十年七月十九日印刷

昭和三十年七月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局